

令和5年2月13日開会

令和5年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和5年3月定例会議議案

(1)

## 議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第1号	令和5年度宮古市一般会計予算
議案第2号	令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第3号	令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算
議案第4号	令和5年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	令和5年度宮古市介護保険事業特別会計予算
議案第6号	令和5年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算
議案第7号	令和5年度宮古市漁業集落排水事業特別会計予算
議案第8号	令和5年度宮古市浄化槽事業特別会計予算
議案第9号	令和5年度宮古市魚市場事業特別会計予算
議案第10号	令和5年度宮古市墓地事業特別会計予算
議案第11号	令和5年度宮古市山口財産区特別会計予算
議案第12号	令和5年度宮古市千徳財産区特別会計予算

議案第13号	令和5年度宮古市重茂財産区特別会計予算
議案第14号	令和5年度宮古市刈屋財産区特別会計予算
議案第15号	令和5年度宮古市水道事業会計予算
議案第16号	令和5年度宮古市下水道事業会計予算
議案第17号	令和4年度宮古市一般会計補正予算（第14号）
議案第18号	令和4年度宮古市一般会計補正予算（第15号）
議案第19号	令和4年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
議案第20号	令和4年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第6号）
議案第21号	令和4年度宮古市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第22号	令和4年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
議案第23号	令和4年度宮古市浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）
議案第24号	令和4年度宮古市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第25号	令和4年度宮古市山口財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第26号	令和4年度宮古市千徳財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第27号	令和4年度宮古市水道事業会計補正予算（第5号）
議案第28号	宮古市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第29号	宮古市老人憩の家条例の一部を改正する条例
議案第30号	宮古市再生可能エネルギー推進条例
議案第31号	宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第32号	宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第33号	宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第34号	宮古市介護保険高額介護サービス費貸付基金条例を廃止する条例
議案第35号	宮古市漁港管理条例の一部を改正する条例
議案第36号	宮古市道路占用料徴収条例及び宮古市都市下水路条例の一部を改正する条例
議案第37号	宮古市手数料条例の一部を改正する条例
議案第38号	宮古市北上山地民俗資料館条例及び宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム条例の一部を改正する条例

議案第39号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第40号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第41号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第42号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第43号	あらたに生じた土地の確認について
議案第44号	字の区域の変更について
議案第45号	あらたに生じた土地の確認について
議案第46号	字の区域の変更について
議案第47号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
議案第48号	宮古市過疎地域持続的発展計画を変更することに関し議決を求めることについて
議案第49号	市道路線の廃止について
議案第50号	市道路線の認定について



議案第17号

令和4年度宮古市一般会計補正予算（第14号）

令和4年度宮古市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275,450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,367,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		2,662,880	275,450	2,938,330
	1 基金繰入金	2,660,468	275,450	2,935,918
補正されなかった款項にかかる額		33,429,133		33,429,133
** 歳 入 合 計 **		36,092,013	275,450	36,367,463

### 2 歳 出

会 計	一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,634,190	450	7,634,640
	1 総務管理費	6,731,076	450	6,731,526
7 商工費		1,856,262	236,000	2,092,262
	1 商工費	1,856,262	236,000	2,092,262
8 土木費		2,798,990	39,000	2,837,990
	2 道路橋りょう費	1,506,750	39,000	1,545,750
補正されなかった款項にかかる額		23,802,571		23,802,571
** 歳 出 合 計 **		36,092,013	275,450	36,367,463



第2表 繰越明許費補正

追加

(単位・千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	燃油・物価高騰対応 緊急経済対策 (新型コロナウイルス)	230,000
合 計			230,000

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金			
目			補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金			1,118,732	275,450	1,394,182
** 計 **			2,660,468	275,450	2,935,918

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項		一般会計 2 総務費 1 総務管理費						
目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
9 地域振興費		1,131,903	450	1,132,353				
** 計 **		6,731,076	450	6,731,526				

会計 款 項		一般会計 7 商工費 1 商工費						
目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 商工振興費		985,562	236,000	1,221,562				
** 計 **		1,856,262	236,000	2,092,262				

会計 款 項		一般会計 8 土木費 2 道路橋りょう費						
目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 道路維持費		784,370	39,000	823,370				
** 計 **		1,506,750	39,000	1,545,750				

(単位・千円)

節		金額	説明
区分			
1	財政調整基金繰入金	275,450	財政調整基金繰入金 275,450

(単位・千円)

内 訳 一般 財 源	節		説明
	区分	金額	
450	12 委託料	450	空家等応急措置業務委託料 450
450			

内 訳 一般 財 源	節		説明
	区分	金額	
236,000	18 負担金補助及び交付金	236,000	エネルギー価格高騰緊急対策支援給付金 236,000
236,000			

内 訳 一般 財 源	節		説明
	区分	金額	
39,000	10 需用費	6,000	消耗品費 4,500 燃料費 1,500
	12 委託料	33,000	除雪業務委託料 33,000
39,000			

(参考)

令和4年度繰越明許費繰越調書

(単位・千円)

款	科		目		事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
	項	目	節	既収入 特定財源						未収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	
7	1	2	18		燃油・物価高騰対応策 緊急経費 (新型コロナウイルス)	236,000	6,000		230,000					230,000
					燃油・物価高騰対応策 緊急経費 (新型コロナウイルス)	236,000	6,000		230,000					230,000
					計	236,000	6,000		230,000					230,000

議案第18号

令和4年度宮古市一般会計補正予算（第15号）

令和4年度宮古市一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85,188千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,282,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		5,584,655	122,000	5,706,655
	1 市民税	2,269,060	56,000	2,325,060
	2 固定資産税	2,763,777	50,000	2,813,777
	4 市たばこ税	374,036	16,000	390,036
13 分担金及び負担金		172,053	990	173,043
	2 負担金	172,052	990	173,042
14 使用料及び手数料		425,180	1,031	424,149
	1 使用料	392,668	1,031	391,637
15 国庫支出金		5,909,230	183,854	5,725,376
	1 国庫負担金	3,093,824	161,460	2,932,364
	2 国庫補助金	2,806,219	22,394	2,783,825
16 県支出金		2,229,414	94,657	2,134,757
	1 県負担金	1,222,403	66,712	1,155,691
	2 県補助金	814,423	27,775	786,648
	3 委託金	192,588	170	192,418
17 財産収入		72,539	8,879	81,418
	1 財産運用収入	65,780	7,028	72,808
	2 財産売払収入	6,759	1,851	8,610
18 寄附金		1,480,002	500,050	1,980,052
	1 寄附金	1,480,002	500,050	1,980,052
19 繰入金		2,938,330	549,893	2,388,437
	1 基金繰入金	2,935,918	549,893	2,386,025
21 諸収入		553,269	3,672	549,597
	3 貸付金元利収入	362,995	3,476	359,519
	4 雑入	185,727	196	185,531
22 市債		2,685,700	116,000	2,801,700
	1 市債	2,685,700	116,000	2,801,700
補正されなかった款項にかかる額		14,317,091	/	14,317,091
** 歳入合計 **		36,367,463	85,188	36,282,275

2 歳出		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		215,152	4,987	210,165
	1 議会費	215,152	4,987	210,165
2 総務費		7,634,640	569,190	8,203,830
	1 総務管理費	6,731,526	479,214	7,210,740
	2 徴税费	311,018	9,123	301,895
	3 戸籍住民基本台帳費	313,975	7,725	306,250
	6 監査委員費	28,383	280	28,103
	7 震災復興費	104,027	107,104	211,131
3 民生費		10,624,955	287,771	10,337,184
	1 社会福祉費	5,594,660	24,040	5,570,620
	2 児童福祉費	3,622,207	263,731	3,358,476
4 衛生費		2,703,725	192,635	2,511,090
	1 保健衛生費	1,639,214	158,747	1,480,467
	2 清掃費	895,381	34,448	860,933
	3 水道費	169,130	560	169,690
5 労働費		71,261	3,983	67,278
	1 労働諸費	71,261	3,983	67,278
6 農林水産業費		1,586,749	72,788	1,513,961
	1 農業費	647,294	25,391	621,903
	2 林業費	314,926	29,334	285,592
	3 水産業費	624,529	18,063	606,466
7 商工費		2,092,262	6,597	2,098,859
	1 商工費	2,092,262	6,597	2,098,859
8 土木費		2,837,990	8,227	2,829,763
	2 道路橋りょう費	1,545,750	18,570	1,527,180
	4 港湾費	110,510	7,214	103,296
	5 都市計画費	805,672	4,000	801,672

## 2 歳 出

会 計	一般会計		(単位・千円)		
	款	項	補正前の額	補 正 額	計
		6 住宅費	184,958	21,557	206,515
9	消防費		1,619,481	47,110	1,572,371
		1 消防費	1,619,481	47,110	1,572,371
10	教育費		3,007,773	38,774	2,968,999
		1 教育総務費	441,867	533	441,334
		2 小学校費	788,233	1,276	789,509
		3 中学校費	480,106	9,962	470,144
		4 社会教育費	607,138	22,078	585,060
		5 保健体育費	690,429	7,477	682,952
11	災害復旧費		137,631	5,340	132,291
		3 農林水産業施設災害復旧費	30,600	5,340	25,260
12	公債費		3,805,843	640	3,806,483
		1 公債費	3,805,843	640	3,806,483
補正されなかった款項にかかる額			30,001		30,001
** 歳 出 合 計 **			36,367,463	85,188	36,282,275

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位・千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	宮古駅移動等円滑化施設整備	320,000
	7 震災復興費	東日本大震災記憶伝承	9,495
3 民生費	2 児童福祉費	園児バス安全装置設置	1,200
6 農林水産業費	1 農業費	国土調査	75,600
7 商工費	1 商工費	月山山頂整備	56,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	松山線道路改良	3,380
		崎山松月線道路改良	42,000
		市道末広町線無電柱化推進	380,919
10 教育費	2 小学校費	スクールバス安全装置設置	4,800
合計			893,394

変更

(単位・千円)

款	項		事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	変更前	道路施設自然災害防止対策	96,000
		変更後	同上	105,000
	3 河川費	変更前	河川環境整備	28,000
		変更後	同上	41,000
		変更前	浸水対策	35,000
		変更後	同上	47,000
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	変更前	道路河川災害復旧(令和4年8月豪雨)	75,630
		変更後	同上	82,430



第3表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
庁舎整備事業	101,100	△ 2,600	98,500	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところ による。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
街灯整備事業	5,400	△ 100	5,300	〃		
道路橋りょう整備事業	96,000	113,200	209,200	〃		
消防防災施設整備事業	229,600	△ 2,700	226,900	〃		
過疎対策事業	1,850,200	6,500	1,856,700	〃		
災害復旧事業債	45,900	1,700	47,600	〃		
補正されなかった 地方債の額	357,500		357,500			
計	2,685,700	116,000	2,801,700			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		一般会計 1 市税 1 市民税			
目			補正前の額	補正額	計
1	個人		1,821,648	26,000	1,847,648
2	法人		447,412	30,000	477,412
** 計 **			2,269,060	56,000	2,325,060

会計 款 項		一般会計 1 市税 2 固定資産税			
目			補正前の額	補正額	計
1	固定資産税		2,709,371	50,000	2,759,371
** 計 **			2,763,777	50,000	2,813,777

会計 款 項		一般会計 1 市税 4 市たばこ税			
目			補正前の額	補正額	計
1	市たばこ税		374,036	16,000	390,036
** 計 **			374,036	16,000	390,036

会計 款 項		一般会計 13 分担金及び負担金 2 負担金			
目			補正前の額	補正額	計
1	民生費負担金		170,780	990	171,770
** 計 **			172,052	990	173,042

会計 款 項		一般会計 14 使用料及び手数料 1 使用料			
目			補正前の額	補正額	計
2	民生使用料		34,634	1,036	33,598
6	土木使用料		286,825	5	286,830
** 計 **			392,668	1,031	391,637

節		金額	説明	
区分				
1	現年課税分	26,000	所得割	26,000
1	現年課税分	30,000	法人均等割	10,000
			法人税割	40,000

節		金額	説明	
区分				
1	現年課税分	50,000	建物	70,000
			償却資産	20,000

節		金額	説明	
区分				
1	現年課税分	16,000	市たばこ税	16,000

節		金額	説明	
区分				
2	老人措置	990	養護老人ホーム等入所者負担金	990

節		金額	説明	
区分				
2	老人憩の家	1,036	小田代山荘使用料	890
			安庭山荘使用料	146
1	市道等	5	都市公園占用料	5

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 1 国庫負担金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	民生費国庫負担金	2,807,269	85,049	2,722,220
2	衛生費国庫負担金	230,294	74,347	155,947
3	災害復旧費国庫負担金	56,261	2,064	54,197
	** 計 **	3,093,824	161,460	2,932,364

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	総務費国庫補助金	807,532	976	806,556
2	民生費国庫補助金	634,312	11,071	623,241
3	衛生費国庫補助金	212,059	8,834	203,225
4	土木費国庫補助金	1,109,609	1,563	1,108,046
5	教育費国庫補助金	42,707	4,055	38,652
6	災害復旧費国庫補助金		4,105	4,105
	** 計 **	2,806,219	22,394	2,783,825

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 1 県負担金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	民生費県負担金	1,071,326	43,572	1,027,754

節		金額	説明	
区分				
2	児童扶養手当	8,373	児童扶養手当給付費	8,373
3	特別障害者等手当	756	特別障害者等手当	756
4	障害者医療費	5,645	障害者医療費	5,645
5	障害者自立支援給付費	6,381	障害者自立支援給付費	6,381
7	障害児通所支援給付費	2,614	障害児通所支援給付費	2,614
8	児童手当	43,321	被用者(3歳未満)児童手当	20,325
			被用者(3歳以上中学校修了前)児童手当	17,070
			非被用者児童手当	4,793
			特例給付	1,133
9	児童入所施設措置費	1,500	母子生活支援施設	1,500
10	生活困窮者自立支援給付費	3,560	生活困窮者自立支援給付費	3,560
11	教育・保育給付費	26,178	教育・保育給付費	26,178
13	施設等利用給付費	115	施設等利用給付費	115
14	国民健康保険未就学児均等割保険料	632	国民健康保険未就学児均等割保険料	632
2	感染症予防事業費等	74,347	新型コロナウイルスワクチン接種対策費	74,347
1	公共土木施設災害復旧	2,064	公営住宅災害復旧費	2,064

節		金額	説明	
区分				
7	空き家対策総合支援事業補助金	976	空き家対策総合支援事業補助金	976
3	地域生活支援	263	地域生活支援事業統合補助金	263
4	母子家庭等対策総合支援	306	母子家庭等対策総合支援事業費	306
5	地域子ども・子育て支援事業交付金	4,369	地域子ども・子育て支援事業交付金	4,369
7	保育対策総合支援事業	4,517	保育対策総合支援事業費補助金	4,517
10	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	10,650	低所得子育て世帯生活支援特別給付金	10,650
1	感染症予防事業費等	8,584	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	8,584
2	母子保健衛生費	250	母子保健衛生費国庫補助金	250
2	耐震診断	85	木造住宅耐震診断事業	85
3	地域住宅交付金	942	市営住宅建替・改修等事業	134
			木造住宅耐震改修事業	808
8	防災・安全交付金	536	防災・安全交付金	536
4	埋蔵文化財調査	5,884	国宝重要文化財等保存・活用事業	5,461
			地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	423
5	へき地児童生徒援助費等	400	スクールバス購入	400
6	地域文化財総合活用推進	171	地域計画策定	171
10	こどもの安心・安全対策支援	2,400	こどもの安心・安全対策支援事業	2,400
1	公共土木施設災害復旧	4,105	公共土木施設災害復旧	4,105

節		金額	説明	
区分				
5	障害者医療費	2,823	障害者医療費	2,823
6	障害者自立支援給付費	3,190	障害者自立支援給付費	3,190
7	後期高齢者保険基盤	22,814	後期高齢者保険基盤	22,814

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 1 県負担金			
目		補正前の額	補 正 額	計
3 農林水産業費県負担金		149,893	23,140	126,753
** 計 **		1,222,403	66,712	1,155,691

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 2 県補助金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	総務費県補助金	137,124	21,858	115,266
2	民生費県補助金	387,260	3,572	383,688
3	衛生費県補助金	14,875	20,954	35,829
4	労働費県補助金	12,016	836	11,180
5	農林水産業費県補助金	183,763	12,292	171,471
6	商工費県補助金	52,000	4,274	47,726
7	土木費県補助金	1,770	446	1,324
8	教育費県補助金	25,615	5,500	20,115
9	消防費県補助金		49	49
** 計 **		814,423	27,775	786,648

節		金額	説明	
区分				
8	障害児通所支援給付費	1,307	障害児通所支援給付費	1,307
9	児童手当	7,945	被用者(3歳未満)児童手当	2,197
			被用者(3歳以上中学校修了前)児童手当	4,267
			非被用者児童手当	1,198
			特例給付	283
10	児童入所施設措置費	750	母子生活支援施設	750
11	教育・保育給付費	11,381	教育・保育給付費	11,381
13	施設等利用給付費	58	施設等利用給付費	58
14	国民健康保険未就学児均等割保険料	316	国民健康保険未就学児均等割保険料	316
1	地籍調査	23,140	地籍調査費負担金	23,140

節		金額	説明	
区分				
3	市償還基金	21,462	漁港施設等整備事業償還基金費補助金	20,979
			下水道事業償還基金費補助金	483
5	生活再建住宅支援	396	生活再建住宅支援事業	396
1	地域生活支援	131	地域生活支援事業統合補助金	131
2	在宅酸素療法	21	酸素濃縮器使用助成事業	21
12	地域子ども・子育て支援事業交付金	4,297	地域子ども・子育て支援事業交付金	4,297
14	教育・保育給付費	2,628	教育・保育給付費	2,628
16	重度訪問介護利用促進支援事業	1,198	重度訪問介護利用促進支援事業費補助金	1,198
19	いわて子育て世帯臨時特別支援補助金	12,397	いわて子育て世帯臨時特別支援補助金	12,397
20	生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費補助金	17,100	生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費補助金	17,100
6	新型コロナウイルスワクチン接種市町村輸送機能強化事業費補助金	20,910	新型コロナウイルスワクチン接種市町村輸送機能強化事業費補助金	20,910
9	クリーンエネルギー導入	44	クリーンエネルギー導入支援支援事業費補助金	44
2	認定職業訓練費補助金	836	認定職業訓練費補助金	836
1	農業委員会	3,311	農地利用最適化交付金	3,311
7	新規就農総合支援	3,000	農業次世代人材投資事業費補助金	3,000
11	森林整備	5,883	森林管理環境保全事業	5,883
14	機構集積協力金交付事業	120	機構集積協力金交付事業	120
15	ナラ枯れ対策補助金	2,600	ナラ枯れ対策補助金	2,600
20	浜の活力再生交付金	4,000	浜の活力再生交付金	4,000
2	自然環境整備	4,274	自然環境整備事業	4,274
1	耐震診断	42	木造住宅耐震診断事業	42
2	木造住宅耐震改修	404	木造住宅耐震改修事業	404
1	埋蔵文化財調査	931	文化財保護事業	931
3	学校・家庭・地域連携協力推進	4,569	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	4,569
1	消防団員確保対策	49	消防団員確保対策	49

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 3 委託金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	総務費委託金	123,772	500	123,272
6	土木費委託金	5,620	330	5,950
	** 計 **	192,588	170	192,418

会計 款 項	一般会計 17 財産収入 1 財産運用収入			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	財産貸付収入	44,587	2,760	47,347
2	利子及び配当金	21,193	4,268	25,461
	** 計 **	65,780	7,028	72,808

会計 款 項	一般会計 17 財産収入 2 財産売払収入			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	不動産売払収入	2,818	1,851	4,669
	** 計 **	6,759	1,851	8,610

会計 款 項	一般会計 18 寄附金 1 寄附金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	寄附金	1,480,002	500,050	1,980,052
	** 計 **	1,480,002	500,050	1,980,052

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	財政調整基金繰入金	1,394,182	478,488	915,694
2	市勢振興基金繰入金	296,839	32,973	263,866
4	地域創造基金繰入金	14,882	2,649	12,233
6	産業振興基金繰入金	57,916	6,388	51,528
10	東日本大震災復興基金繰入金	587,858	18,729	569,129
13	子ども・子育て幸せ基金繰入金	27,778	5,826	21,952



節		金額	説明	
区分				
3	県税徴収	500	県税徴収事務費	500
2	河川清掃	330	河川清掃事業	330

節		金額	説明	
区分				
1	土地貸付	3,463	市有地貸付収入 滞納繰越分	1,829 1,634
2	建物貸付	622	市有建物貸付収入	622
3	住宅貸付	81	住宅貸付収入 滞納繰越分	521 440
1	基金利子	9	財政調整基金利子	9
2	株式配当金	4,259	出資配当金 株式配当金	3,429 830

節		金額	説明	
区分				
1	土地売却	1,442	土地売却収入	1,442
3	立木売却	409	立木売却収入	409

節		金額	説明	
区分				
1	総務費寄附金	500,000	ふるさと寄附金	500,000
2	教育費寄附金	50	教育費寄附金	50

節		金額	説明	
区分				
1	財政調整基金繰入金	478,488	財政調整基金繰入金	478,488
1	市勢振興基金繰入金	32,973	市勢振興基金繰入金	32,973
1	地域創造基金繰入金	2,649	地域創造基金繰入金	2,649
1	産業振興基金繰入金	6,388	産業振興基金繰入金	6,388
1	東日本大震災復興基金繰入金	18,729	東日本大震災復興基金繰入金	18,729
1	子ども・子育て幸せ基金繰入金	5,826	子ども・子育て幸せ基金繰入金	5,826

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金			
目		補正前の額	補 正 額	計
14	公共施設等総合管理基金繰入金	105,674	4,940	100,734
16	まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金	3,600	100	3,700
** 計 **		2,935,918	549,893	2,386,025

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 3 貸付金元利収入			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	災害援護資金貸付金元利収入	21,315	3,476	17,839
** 計 **		362,995	3,476	359,519

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 4 雑入			
目		補正前の額	補 正 額	計
5	雑入	185,723	196	185,527
** 計 **		185,727	196	185,531

会計 款 項	一般会計 22 市債 1 市債			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	総務債	707,900	8,000	699,900
2	民生債	130,200	59,300	189,500
3	衛生債	83,700	29,000	54,700
4	労働債	5,100	400	4,700
5	農林水産業債	204,900	4,000	200,900
6	商工債	93,800	4,200	98,000
7	土木債	598,900	108,400	707,300
8	消防債	229,600	2,700	226,900
9	教育債	363,100	13,500	349,600
11	災害復旧債	45,900	1,700	47,600

節		金額	説明
区分			
1	公共施設等総合管理基金繰入金	4,940	公共施設等総合管理基金繰入金 4,940
1	まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金	100	まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金 100

節		金額	説明
区分			
1	災害援護資金貸付金元利収入	3,476	元金収入 3,476

節		金額	説明
区分			
3	自動車等共済	3,600	自動車等共済 3,600
10	雑入	3,796	自賠責保険解約金返戻金 27 デジタル基盤改革支援補助金 5,122 海上交通バリアフリー施設整備助成金 2,576 農地中間管理事業業務委託費 36 企業の森づくり活動負担金 195 スポーツ振興くじ助成金 3,586 耐震診断負担金 19 クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金 239 施設使用料等 300

節		金額	説明
区分			
5	庁舎	2,600	庁舎整備事業債 2,600
6	情報通信基盤施設	5,400	情報通信基盤施設整備事業債 5,400
1	医療給付	61,100	医療給付事業債 61,100
2	社会福祉施設	1,800	社会福祉施設整備事業債 1,800
1	医師等養成	29,000	医師等養成事業債 29,000
1	労働施設	400	労働施設整備事業債 400
4	水産施設	4,000	水産施設整備事業債 4,000
1	観光施設	4,200	観光施設整備事業債 4,200
1	道路	108,500	道路橋りょう整備事業債 108,500
2	河川		急傾斜地崩壊対策事業債 3,000 浸水対策事業債 3,000
3	街灯・道路照明	100	街灯・道路照明整備事業債 100
1	消防防災施設	2,700	消防防災施設整備事業債 2,700
1	学校施設	2,100	学校教育施設等整備事業債 2,100
2	社会教育施設	11,400	社会教育施設整備事業債 11,400
1	災害復旧債	1,700	災害復旧事業債 1,700

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 22 市債 1 市債			
	目	補正前の額	補 正 額	計
	** 計 **	2,685,700	116,000	2,801,700

節		説明
区分	金額	

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 1 議会費 1 議会費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 議会費	215,152	4,987	210,165				
		** 計 **	215,152	4,987	210,165				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	1,505,740	27,945	1,477,795				471
		2 文書広報費	224,153	6,126	218,027			5,400	
		5 財産管理費	2,046,516	276,417	2,322,933		21,462		297,879
		8 公共交通対策費	601,570	16,000	585,570				15,000
		9 地域振興費	1,132,353	67,433	1,199,786	976			72,351
		11 総合事務所費	763,941	3,729	760,212			2,600	
		15 諸費	107,839	189,164	297,003				
		** 計 **	6,731,526	479,214	7,210,740	976	21,462	8,000	355,701

内 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
4,987	1 報酬	368	議長報酬 39 副議長報酬 9 議員報酬 320
	4 共済費	1,236	議員共済給付費負担金 1,236
	7 報償費	160	議会モニター謝礼金 160
	8 旅費	2,550	費用弁償 410 普通旅費 530 議員研修旅費 1,560 研修旅費 50
	12 委託料	533	会議録作成等委託料 500 研修会講師派遣業務委託料 33
	18 負担金補助及び交付金	140	岩手県沿岸都市議会連絡会議負担金 20 宮古地区広域市町村議会連携会議負担金 20 会議等出席負担金 100
	4,987		

内 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
28,416	1 報酬	4,058	会計年度任用職員報酬 4,058
	3 職員手当等	980	期末手当 980
	4 共済費	267	共済組合事業主負担金 267
	8 旅費	2,671	普通旅費 400 研修旅費 2,100 費用弁償 171
	12 委託料	9,269	職員等健康診断委託料 3,700 研修委託料 600 庁内ネットワーク変更設定業務委託料 1,669 全庁業務量調査等支援業務委託料 3,300
	18 負担金補助及び交付金	10,700	宮古地区広域行政組合負担金 10,700
	726	7 報償費	756
	14 工事請負費	5,370	放送用送受信装置更新工事費 5,370
	24 積立金	276,417	財政調整基金積立金 9 市勢振興基金積立金 297,870 市債管理基金積立金 21,462
1,000	12 委託料	16,000	川井地域デマンド交通運行業務委託料 1,000 八木沢・宮古短大駅移動等円滑化施設整備基本設計業務委託料 15,000
3,942	1 報酬	89	地域づくり協議会委員報酬 89
	7 報償費	330	講師等謝礼金 330
	8 旅費	1,373	費用弁償 258 普通旅費 1,115
	10 需用費	900	光熱水費 900
	12 委託料	74,306	活動委託料 694 ふるさと納税業務代行委託料 75,000
	13 使用料及び賃借料	1,716	自動車等賃借料 1,459 会場等使用料 257
	18 負担金補助及び交付金	4,265	地域創造基金事業費補助金 2,649 地域おこし協力隊補助金 1,616
1,129	7 報償費	975	庁舎清掃謝礼金 975
	12 委託料	235	新里総合事務所・福祉センター冷暖房設備改修工事監理業務委託料 235
	14 工事請負費	2,519	新里総合事務所・福祉センター冷暖房設備改修工事費 2,519
189,164	22 償還金利子及び割引料	189,164	国庫支出金等返還金 189,164
153,951			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 2 徴税費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 税務総務費	149,772		149,772		500		
		2 賦課徴収費	161,246	9,123	152,123				
		** 計 **	311,018	9,123	301,895		500		

会計 款 項	一般会計 2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 戸籍住民基本台帳費	313,975	7,725	306,250				5,593
		** 計 **	313,975	7,725	306,250				5,593

会計 款 項	一般会計 2 総務費 6 監査委員費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 監査委員費	28,383	280	28,103				
		** 計 **	28,383	280	28,103				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 7 震災復興費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 復興総務費	103,222	107,104	210,326		396		107,500
		** 計 **	104,027	107,104	211,131		396		107,500

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 社会福祉総務費	2,234,854	5,932	2,228,922	3,843	16,117		17,100



内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
500			(財源補正)
9,123	12 委託料	9,123	固定資産税課税事務委託料 8,107 固定資産税評価替事務委託料 1,016
8,623			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
2,132	12 委託料	7,725	住民情報システム改修業務委託料 7,725
2,132			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
280	8 旅費	251	普通旅費 111 研修旅費 140
	18 負担金補助及び交付金	29	東北都市監査委員会会費 5 岩手県都市監査委員会会費 24
280			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	396	住宅融資利子補給補助金 396
	24 積立金	107,500	東日本大震災復興基金積立金 102,640 津波遺構保存基金積立金 4,860

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,106	1 報酬	127	宮古地区障害支援区分認定審査会委員報酬 127
	7 報償費	61	障害福祉推進委員会委員謝礼金 61
	13 使用料及び賃借料	40	事務機器等賃借料 40
	18 負担金補助及び交付金	9,878	重症心身障害児施設宿泊施設運営負担金 5
			岩手県沿岸知的障害児施設組合負担金 9,347
19 扶助費	4,174	障がい者スポーツ大会補助金 526	
		特別障害者手当等給付費 1,009	
		障害者自立支援給付費 32,488	
			障害者補装具給付費 12,456

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 社会福祉施設費	31,576	1,800	29,776			1,800	
		5 老人福祉費	1,340,105	3,322	1,343,427				254
		6 医療給付費	1,850,806	19,630	1,831,176	632	22,498	61,100	3,000
		** 計 **	5,594,660	24,040	5,570,620	3,211	6,381	59,300	19,846

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 児童福祉総務費	151,646	6,240	145,406	903	597		5,826
		2 児童措置費	2,364,532	190,910	2,173,622	92,751	36,466		3,604
		3 児童福祉施設費	1,106,029	66,581	1,039,448	902	3,459		1,485
		** 計 **	3,622,207	263,731	3,358,476	92,752	40,522		10,915

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 保健衛生総務費	685,041	47,548	637,493	258	92	29,000	6,000

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			障害者自立支援医療給付費 6,353 療養介護医療給付費 4,936 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 3,560
	12 委託料	1,800	総合福祉センター改修工事設計等業務委託料 1,800
3,068	10 需用費	300	光熱水費 300
	19 扶助費	5,209	老人ホーム入所措置費 5,209
	27 繰出金	2,187	介護保険事業特別会計繰出金 2,187
55,864	27 繰出金	19,630	国民健康保険事業勘定特別会計繰出金 12,661 後期高齢者医療特別会計繰出金 32,291
53,902			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,086	18 負担金補助及び交付金	5,826	在宅子育て支援金 5,270 民間保育士住居費支援事業補助金 556
	19 扶助費	414	母子家庭等自立支援教育訓練給付金 414
58,089	10 需用費	1,693	消耗品費 880 印刷製本費 813
	11 役務費	2,706	通信運搬費 657 手数料 2,049
	12 委託料	21,627	私立保育所入所児童委託料 18,601 障害児通所支援給付費等審査支払委託料 26 母子生活支援施設入所措置委託料 3,000
	18 負担金補助及び交付金	36,230	副食費給付金 4,630 子育て世帯生活支援特別給付金 9,100 子育て世帯臨時特別支援金 22,500
	19 扶助費	128,654	施設型給付費 36,588 被用者(3歳未満)児童手当 24,720 被用者(3歳以上中学校修了前)児童手当 25,605 非被用者 児童手当 7,190 特例給付 1,700 児童扶養手当給付 25,122 障害児通所支援給付費等 8,582 施設等利用給付費 853
62,539	7 報償費	502	送迎バス添乗業務謝礼金 502
	12 委託料	64,079	保育所指定管理料 37,679 児童館指定管理料 6,074 学童の家指定管理料 18,841 重茂児童館児童送迎バス運行管理業務委託料 1,485
	17 備品購入費	400	園児送迎バス備品購入費 400
	18 負担金補助及び交付金	2,400	延長保育促進事業費補助金 3,200 園児送迎バス安全装置設置補助金 800
119,542			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
12,198	7 報償費	425	講師等謝礼金 425
	12 委託料	17,500	成人健康診査委託料 7,900

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 予防費	577,411	112,531	464,880	82,931	20,000		
		3 環境衛生費	105,434	194	105,240				
		4 公害対策費	17,349	1,903	15,446				
		7 エネルギー推進費	132,753	3,429	136,182				3,429
		** 計 **	1,639,214	158,747	1,480,467	83,189	19,908	29,000	2,571

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 2 清掃費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 清掃総務費	895,381	34,448	860,933				
		** 計 **	895,381	34,448	860,933				

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 3 水道費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 水道費	169,130	560	169,690				
		** 計 **	169,130	560	169,690				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			妊婦・乳児健康診査委託料 5,900 新生児聴覚検査委託料 1,000 産婦健康診査委託料 500 後期高齢者健診委託料 1,500 みんなの歯を磨き隊協働事業委託料 700
	18 負担金補助及び交付金	6,960	医師養成事業市町村負担金 960 特定不妊治療費助成金 6,000
	20 貸付金	28,000	医師等養成奨学資金貸付金 28,000
	27 繰出金	5,337	国民健康保険診療施設勘定特別会計繰出金 5,337
49,600	1 報酬	3,000	会計年度任用職員報酬 3,000
	7 報償費	3,960	講師等謝礼金 1,935 薬剤師謝礼金 2,025
	10 需用費	14,000	医薬材料費 14,000
	11 役務費	3,649	通信運搬費 3,649
	12 委託料	86,322	予防接種業務委託料 13,000 結核健康診断業務委託料 1,000 新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料 72,322
	18 負担金補助及び交付金	1,600	予防接種費用助成金 1,600
194	8 旅費	451	普通旅費 451
	18 負担金補助及び交付金	546	公衆浴場施設設備改善事業補助金 546
	27 繰出金	803	浄化槽事業特別会計繰出金 803
1,903	12 委託料	1,888	環境騒音調査委託料 254 自動車騒音常時監視業務委託料 707 臭気官能試験業務委託料 927
	13 使用料及び賃借料	11	自動車等賃借料 11
	18 負担金補助及び交付金	4	東北都市環境問題対策協議会事業費負担金 4
	24 積立金	3,429	再生可能エネルギー基金積立金 3,429
63,895			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
34,448	7 報償費	400	資源集団回収奨励金 400
	18 負担金補助及び交付金	34,048	宮古地区広域行政組合負担金 34,048
34,448			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
560	18 負担金補助及び交付金	560	水道事業会計負担金 560
560			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 5 労働費 1 労働諸費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 労働諸費	71,261	3,983	67,278		836	400	
		** 計 **	71,261	3,983	67,278		836	400	

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 1 農業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 農業委員会費	32,241	2,058	34,299		3,311		
		2 農業総務費	99,082	2,025	97,057				2,025
		3 農業振興費	216,121	2,103	214,018		3,120		36
		4 畜産業費	24,128	570	23,558				
		6 国土調査費	242,015	22,751	219,264		23,140		
		** 計 **	647,294	25,391	621,903		22,949		2,061

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 2 林業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 林業総務費	208,974	7,990	200,984				
		2 林業振興費	76,716	8,761	67,955		2,600		2,188
		3 造林費	26,955	12,583	14,372		5,883		795
		** 計 **	314,926	29,334	285,592		8,483		2,983

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
2,747	8 旅費	730	普通旅費 730
	14 工事請負費	1,253	宮古職業訓練センター照明設備等改修工事費 1,253
	18 負担金補助及び交付金	2,000	トライアル雇用奨励金 2,000
2,747			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
1,253	1 報酬	3,312	農業委員報酬 1,028 農地利用最適化推進委員報酬 2,284	
	8 旅費	917	研修旅費 917	
	13 使用料及び賃借料	337	自動車等賃借料 337	
	14 工事請負費	2,025	小堀内地区集会施設解体工事費 2,025	
1,053	8 旅費	36	普通旅費 36	
	12 委託料	1,500	リバーパークにいさと指定管理料 1,500	
	18 負担金補助及び交付金	3,567	農業次世代人材投資事業補助金 3,000 機構集積協力金 120 学校給食用地元米生産協力補助金 447	
570	12 委託料	170	市営牧野管理運営業務委託料 170	
	18 負担金補助及び交付金	400	公共牧場利用促進事業費補助金 400	
389	10 需用費	1,500	消耗品費 1,170 燃料費 300 印刷製本費 30	
	11 役務費	150	通信運搬費 150	
	12 委託料	24,682	地籍調査業務委託料 24,682	
	17 備品購入費	384	庁用備品購入費 834 車両購入費 450	
	18 負担金補助及び交付金	103	岩手県国土調査推進協議会負担金 103	
	381			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
7,990	12 委託料	7,990	森林・林地情報調査業務委託料 7,990
3,973	12 委託料	3,400	ナラ枯れ被害木駆除処理業務委託料 3,400
	18 負担金補助及び交付金	5,361	林業担い手確保対策事業補助金 2,188
			菌茸類生産拡大対策事業補助金 2,284 しいたけ等特用林産物生産施設整備事業費補助金 889
5,905	12 委託料	11,983	市有林等施業委託料 6,862
			企業の森づくり活動林施業委託料 519
			市行造林施業委託料 4,602
	13 使用料及び賃借料	600	自動車等賃借料 600
17,868			

2 歳 出

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 3 水産業費						
1 水産業総務費	80,725	1,500	82,225				
2 水産業振興費	131,476	17,263	114,213		4,000	4,000	4,669
5 水産科学館費	51,913	2,300	49,613				
*** 計 **	624,529	18,063	606,466		4,000	4,000	4,669

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
会計 款 項	一般会計 7 商工費 1 商工費						
2 商工振興費	1,221,562	3,300	1,218,262				2,000
3 観光費	774,224	9,897	784,121		4,274	4,200	18,406
*** 計 **	2,092,262	6,597	2,098,859		4,274	4,200	16,406

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
会計 款 項	一般会計 8 土木費 2 道路橋りょう費						
2 道路維持費	823,370	18,170	805,200		44	108,900	21,000
3 道路新設改良費	683,117	400	682,717			500	
*** 計 **	1,545,750	18,570	1,527,180		44	108,400	21,000



内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,500	27 繰出金	1,500	魚市場事業特別会計繰出金 1,500
4,594	8 旅費	863	普通旅費 863
	11 役務費	350	通信運搬費 350
	14 工事請負費	8,000	和井内養魚場種苗生産施設整備工事費 8,000
	18 負担金補助及び交付金	8,050	漁業共済掛金補助金 550 廻来船誘致対策事業補助金 5,500 漁業担い手確保対策事業補助金 2,000
2,300	12 委託料	2,300	設備管理等業務委託料 2,300
5,394			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,300	8 旅費	1,100	普通旅費 1,100
	18 負担金補助及び交付金	2,200	産業振興補助金 2,200
8,435	12 委託料	1,904	臼木山維持管理業務委託料 500
			道の駅たろう道路情報提供施設等清掃業務委託料 180
			遊覧船運航準備業務委託料 667
			遊覧船建造工事監理業務委託料 375
			旅客定期航路及び不定期航路事業許可申請業務委託料 182
18 負担金補助及び交付金	7,829	地域活性化企業人派遣業務負担金 4,777	
		宮古版DMO事業費補助金 1,350	
		市内観光施設利用促進事業費補助金 841	
		地域クーポン支給事業費補助金 861	
24 積立金	19,630	遊覧船運航基金積立金 19,630	
9,735			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明		
	区 分	金 額			
106,114	12 委託料	3,100	道路施設等定期点検業務委託料 2,400		
			市道台帳補正業務委託料 21,000		
14 工事請負費	15,070	道路施設等長寿命化修繕工事測量設計業務委託料 6,500			
		道路施設自然災害防止対策測量設計業務委託料 9,000			
100	11 役務費	400	生活排水路整備工事費 6,170		
			道路施設等長寿命化修繕工事費 8,900		
			手数料 400		
			12 委託料	1,400	崎山松月線測量調査設計業務委託料 1,000
			14 工事請負費	33,400	岩穴線道路詳細設計業務委託料 400
21 補償補填及び賠償金	32,000	崎山古里線道路改良工事費 1,000			
		崎山松月線道路改良工事費 400			
		未広町線整備事業施設整備工事費 32,000			
106,014			工作物等移転補償費 32,000		

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計			補正額の財源				
	目	補正前の額	補正額	計	特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
8 土木費 4 港湾費								
	1 港湾費	110,510	7,214	103,296				
	** 計 **	110,510	7,214	103,296				

会計 款 項	一般会計			補正額の財源				
	目	補正前の額	補正額	計	特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
8 土木費 5 都市計画費								
	5 公園費	79,182	4,000	75,182		330		3,995
	** 計 **	805,672	4,000	801,672		330		3,995

会計 款 項	一般会計			補正額の財源				
	目	補正前の額	補正額	計	特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
8 土木費 6 住宅費								
	1 建築総務費	67,899	2,942	64,957	1,429	446		19
	2 住宅管理費	117,058	267	116,791	134			133
	3 災害公営住宅整備費	1	24,766	24,767				24,766
	** 計 **	184,958	21,557	206,515	1,563	446		24,614

会計 款 項	一般会計			補正額の財源				
	目	補正前の額	補正額	計	特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
9 消防費 1 消防費								
	1 常備消防費	1,184,681	40,442	1,144,239			2,700	
	2 非常備消防費	147,673	797	146,876		49		
	3 消防施設費	58,800	4,695	54,105			2,800	1,895
	4 防災費	228,327	1,176	227,151			1,300	124
	** 計 **	1,619,481	47,110	1,572,371		49	6,800	1,771

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
7,214	13 使用料及び賃借料	114	事務機器等賃借料 114
	18 負担金補助及び交付金	7,100	宮古港利用促進事業補助金 3,300 港湾施設使用料補助金 2,000 宮古港フェリー利用促進協議会補助金 1,800
7,214			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
335	12 委託料	1,000	遊具保守点検業務委託料 190 公園清掃等業務委託料 350 芝管理業務委託料 460
	14 工事請負費	3,000	うみどり公園フェンス整備工事費 3,000
335			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,048	12 委託料	189	住宅耐震診断委託料 189
	13 使用料及び賃借料	67	自動車等賃借料 67
	18 負担金補助及び交付金	2,686	木造住宅耐震改修工事補助金 1,615 ブロック塀等撤去費補助金 1,071
	12 委託料	267	市営住宅改修工事実施設計等業務委託料 267
	16 公有財産購入費	24,766	公有財産購入費 24,766
1,048			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
37,742	18 負担金補助及び交付金	40,442	宮古地区広域行政組合負担金 40,442
846	8 旅費	500	費用弁償 237 普通旅費 183 研修旅費 80
			18 負担金補助及び交付金
	14 工事請負費	4,295	第19分団根城器具置場建築・解体工事費 1,539 第43分団平津戸器具置場解体工事費 356 防火水槽築造工事費 2,400
			17 備品購入費
	14 工事請負費	1,300	津波避難路等整備工事費 1,300
	18 負担金補助及び交付金	124	水門・陸閘自動閉鎖システム維持管理費用負担金 124
38,588			

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 1 教育総務費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 事務局費	267,050	475	267,525				50
		3 教育研究所費	171,839	1,008	170,831				
		** 計 **	441,867	533	441,334				50

会計 款 項	一般会計 10 教育費 2 小学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 学校管理費	513,821	3,082	510,739			7,000	1,541
		2 教育振興費	274,412	4,358	278,770	2,400			
		** 計 **	788,233	1,276	789,509	2,400		7,000	1,541

会計 款 項	一般会計 10 教育費 3 中学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 学校管理費	274,868	8,615	266,253			8,700	
		2 教育振興費	205,238	1,347	203,891	400		400	
		** 計 **	480,106	9,962	470,144	400		9,100	

会計 款 項	一般会計 10 教育費 4 社会教育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 社会教育総務費	80,424	7,048	73,376	149	4,718		
		2 公民館費	113,003	679	112,324				

内 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
425	8 旅費	69	普通旅費 69
	12 委託料	2,021	外国語指導助手派遣業務委託料 2,021
	18 負担金補助及び交付金	2,515	派遣指導主事給与費等負担金 2,515
	24 積立金	50	教育振興基金積立金 50
1,008	7 報償費	651	講師等謝礼金 651
	8 旅費	7	普通旅費 7
	10 需用費	30	食糧費 30
	11 役務費	18	手数料 18
	13 使用料及び賃借料	302	事務機器等賃借料 300 駐車場等使用料 2
583			

内 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
8,541	12 委託料	2,062	山口小学校渡り廊下改修工事実施設計業務委託料 630
			山口小学校大規模改修工事監理業務委託料 572
			小学校トイレ洋式化工事監理業務委託料 860
	14 工事請負費	1,020	教員住宅解体工事費 1,020
1,958	11 役務費	20	通信運搬費 20
	17 備品購入費	4,378	スクールバス備品購入費 4,800 教材備品購入費 422
6,583			

内 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
85	12 委託料	375	中学校トイレ洋式化工事監理業務委託料 375
	14 工事請負費	8,240	中学校トイレ洋式化工事費 8,240
547	17 備品購入費	1,347	教材備品購入費 547 スクールバス購入費 800
462			

内 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
2,181	7 報償費	4,968	講師等謝礼金 4,968
	10 需用費	1,900	消耗品費 1,200
			印刷製本費 700
	11 役務費	180	保険料 180
679	7 報償費	414	講師等謝礼金 159
			施設清掃等謝礼金 255
	10 需用費	950	光熱水費 950
	11 役務費	65	通信運搬費 65
	12 委託料	370	施設管理等委託料 370

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 4 社会教育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 図書館費	105,201	655	104,546			1,700	
		4 市民文化会館費	92,257	400	92,657				
		5 文化振興費	216,253	14,096	202,157	6,055	931		
		** 計 **	607,138	22,078	585,060	6,204	5,649	1,700	

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 保健体育総務費	60,877	1,040	59,837				
		2 体育施設費	285,372	708	284,664			5,600	
		3 学校給食費	344,180	5,729	338,451				
		** 計 **	690,429	7,477	682,952			5,600	

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 公共土木施設災害復旧費	94,731		94,731	4,105		3,200	
		2 公営住宅災害復旧費	12,300		12,300	2,064		1,500	3,600
		** 計 **	107,031		107,031	2,041		1,700	3,600

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 3 農林水産業施設災害復旧費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 林業施設災害復旧費	29,200	5,340	23,860				
		** 計 **	30,600	5,340	25,260				

内 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	13 使用料及び賃借料	304	自動車等賃借料 248 事務機器等賃借料 50 会場等使用料 6
	17 備品購入費	476	庁用備品購入費 476
1,045	10 需用費	900	光熱水費 900
	12 委託料	1,555	旧勤労青少年ホーム解体工事実施設計業務委託料 1,035 旧勤労青少年体育センター解体工事実施設計業務委託料 520
400	12 委託料	400	宮古市民文化会館指定管理料 400
7,110	7 報償費	12,417	調査作業等謝礼金 11,877 体験学習作業謝礼金 540
	10 需用費	800	光熱水費 800
	11 役務費	306	手数料 306
	13 使用料及び賃借料	2,168	自動車等賃借料 1,780 重機等賃借料 388
	18 負担金補助及び交付金	5	全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会負担金 5
8,525			

内 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,040	12 委託料	1,040	ジュニアスポーツ育成ドリームキャンプ事業委託料 1,040
4,892	10 需用費	1,200	光熱水費 1,200
	12 委託料	3,520	市民総合体育館・小山田テニスコート指定管理料 3,100 姉ヶ崎サン・スポーツランド指定管理料 420
	14 工事請負費	5,428	宮古運動公園陸上競技場改修工事費 1,373 市民総合体育館排煙装置等改修工事費 3,453 へいがわ老木公園スポーツ交流会館給水設備改修工事費 602
5,729	12 委託料	4,360	給食管理システム導入業務委託料 4,360
	13 使用料及び賃借料	229	回線等使用料 229
	17 備品購入費	1,140	給食センター備品購入費 1,140
1,877			

内 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
7,305			(財源補正)
36			(財源補正)
7,341			

内 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
5,340	12 委託料	5,340	林道災害復旧測量設計業務委託料 5,340
5,340			

2 歳 出

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 元金	3,671,761	629	3,672,390				5,406
2 利子	134,072	11	134,083				3,215
** 計 **	3,805,843	640	3,806,483				8,621



(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
6,035	22 償還金利息及び割引料	629	長期債元金償還金 629
3,226	22 償還金利息及び割引料	11	長期債償還利息 11
9,261			

## 付 表

## 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年度支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	其 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		25,080	7,692 (3.30)			4,822	37,594	5,782	43,376	
	議 員	22	85,312		23,994 (3.30)				109,306	25,967	135,273	
	その他特別職	40	24,024						24,024		24,024	
	計	65	109,336	25,080	31,686			4,822	170,924	31,749	202,673	
補 正 前	長 等	3		25,080	7,692 (3.30)			4,822	37,594	5,782	43,376	
	議 員	22	85,680		23,994 (3.30)				109,674	27,203	136,877	
	その他特別職	40	20,712						20,712		20,712	
	計	65	106,392	25,080	31,686			4,822	167,980	32,985	200,965	
比 較	長 等											
	議 員		△ 368						△ 368	△ 1,236	△ 1,604	
	その他特別職		3,312						3,312		3,312	
	計		2,944						2,944	△ 1,236	1,708	

## 給 与 費 明 細 書

### 2 会計年度任用職員

#### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 386 ) 81	567,245	215,623	201,608	984,476	153,752	1,138,228	
補 正 前	( 386 ) 81	574,303	215,623	202,588	992,514	154,019	1,146,533	
比 較	( )	△ 7,058		△ 980	△ 8,038	△ 267	△ 8,305	

職員 手当 の内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後	8,707	1,238	13,400	640	151,025	25,350	1,248
	補 正 前	8,707	1,238	13,400	640	152,005	25,350	1,248
	比 較					△ 980		

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

#### (2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報 酬	△ 7,058	その他の増減分	△ 7,058	基本報酬の実績見込みによる減 △ 7,058	
職員手当等	△ 980	その他の増減分	△ 980	実績見込みによる減 △ 980	

(参考)

## 令和4年度繰越明許費繰越調書

(単位・千円)

款	科		目		事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
	項	目	節	既収入 特定財源						未収入特定財源		一般財源	
										国県支出金	地方債		その他
2	1	8	18	8 公共交 策通 費及 補助 金交 付金	宮古 駅移 設等 円滑 化備 整	320,000			320,000	50,000	270,000		
			計			320,000			320,000	50,000	270,000		

(単位・千円)

款	科		目		事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
	項	目	節	既収入 特定財源						未収入特定財源		一般財源	
										国県支出金	地方債		その他
2	7	1	11	7 震災 復興 費	東日 本大 震災 記憶 伝承	200			200				
			12	12 委 託料		10,000	705		9,295				
			計			10,200	705		9,495				

(単位・千円)

科 目				左 の 財 源 内 訳							
款	項	目	節	歳 出 予算額	年 度 内 支 出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	既 収 入			一 般 財 源
								特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		
								国 県 支 出 金 地 方 債	そ の 他		
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	3 児 童 福 祉 設 施	17 備 品 購 入 費	400			400				
				800			800			1,200	
			1,200			1,200			1,200		
計											

(単位・千円)

款	科	目		事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳							
		項	目						節	既収入	未収入特定財源	一般財源				
									国県支出金	地方債	その他					
6 農林水産業費	1 農業費	6 国土調査費	7 報償費	調査	4,700	4,700										
					1,081	1,081										
					5,947	4,447		1,500								
					1,784	1,634		150								
					141,178	68,128		73,050					53,817			21,783
					1,317	1,317										
					5,421	4,521		900								
					295	295										
					172	172										
					計					161,895	86,295		75,600	53,817		

(単位・千円)

科			目		事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
款	項	目	節	既収入						未収入特定財源		一般財源	
							国県支出金	地方債	その他				
7	1	3	12	14	月山山頂整備	220	220				22,000	34,000	
商	工	費	委	工						56,000			
					計	100,000	44,000		56,000		22,000	34,000	
						100,220	44,220		56,000		22,000	34,000	

(単位・千円)

科			目		事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
款	項	目	節	既収入						未収入特定財源		一般財源	
							国県支出金	地方債	その他				
8	2	3	16	21	松山線道路改良	9,000	6,600		2,400		1,774	1,600	6
土	木	道	公	補						980			
					計	10,000	6,620		3,380		1,774	1,600	6

(単位・千円)

科 目				左 の 財 源 内 訳											
款	項	目	節	歳 出 予算額	年 度 内 支 出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	既 収 入			一 般 財 源				
								未収入特定財源	未収入特定財源						
								国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 土 木 費	2 道 橋 費	3 道 路 設 費	8 旅 費	300	300										
				1,857	1,857										
				250	250										
				2,160	2,160										
				2,618	2,618										
				130,400	88,400		42,000								
				640	640										
計				138,225	96,225		42,000			22,050	19,900		50		



(単位・千円)

科			目			事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
款	項	目	節	目	既収入 特定財源						未収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
											国県支出金	地方債	その他		
8	土木費	道路橋りょう費	3	道路改良	12	市道未広町線無電柱化推進	65,000	7,744		57,256					
				委託料	14		325,000	2,115		322,885		219,980	160,900		
				工事請負費	21		8,000	7,222		778					
				補償補填及び賠償金			398,000	17,081		380,919					
計															

(単位・千円)

科			目			事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
款	項	目	節	目	既収入 特定財源						未収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
											国県支出金	地方債	その他		
10	教育費	小学校費	2	教育振興費	17	スクーロールバス安全装置設置	4,800			4,800					
				備品購入費								2,400			
計							4,800			4,800			2,400		2,400

(参考)

令和4年度繰越明許費繰越調書

(単位・千円)

科	目		事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳													
	款	項						節	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源								
										国県支出金	地方債	その他									
8	土	木	費	道橋りょう費	2	道路維持費	2	11	役務費	400											
									12	委託料	5,300										
									14	工事請負費	85,000										
									16	公有財産購入費	4,300										
									21	補償補填及び賠償金	1,000										
									計			96,000									
8	土	木	費	道橋りょう費	2	道路維持費	2	11	役務費	400											
									12	委託料	14,300										
									14	工事請負費	85,000										
									16	公有財産購入費	4,300										
									21	補償補填及び賠償金	1,000										
									計			105,000									
				変更前																	
				変更後																	

(単位・千円)

	科				目			事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳												
	款	項	目	節	既収入	未収入特定財源							一般財源												
						国県支出金	地方債							その他											
変更前	8	土	木	3	河	川	費	1	19,000	15,000		4,000													
																		12	料	託					
																		14	工	事	請	負	費	28,000	
																		21	補	償	補	填	金		
									58,000	30,000		28,000													
変更後	8	土	木	3	河	川	費	1	19,000	15,000		4,000													
																		12	料	託					
																		14	工	事	請	負	費	41,000	
																		21	補	償	補	填	金		
									58,000	17,000		41,000													

(単位・千円)

	科				目		事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳							
	款	項	目	節	既収入	未収入特定財源						一般財源							
						国県支出金							地方債	その他					
変更前	8	土木費	3	河川維持費	1	河川維持費	水対策	15,000	15,000										
						計	50,000	15,000			35,000								
変更後	8	土木費	3	河川維持費	1	河川維持費	水対策	15,000	3,000		12,000								
						計	35,000				35,000								
						計	50,000	3,000			47,000								

(単位・千円)

	科				事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	款	項	目	節						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
											国県支出金	地方債	その他		
変更前	11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	10 需用費	500			500		50,111	25,500		19		
				12 委託料	19,100	19,100									
				14 工事請負費	75,130			75,130							
				計	94,730	19,100		75,630	50,111	25,500		19			

(単位・千円)

	科				事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	款	項	目	節						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
											国県支出金	地方債	その他		
変更後	11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	10 需用費	500	500				50,111	25,000		7,319		
				12 委託料	19,100	11,800	7,300								
				14 工事請負費	75,130		75,130								
				計	94,730	12,300	82,430	50,111	25,000		7,319				

付 表 地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込						当該年度末 現在高見込
			当該年度中起債見込額		当該年度中増減見込額		当該年度中元金償還見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	
1. 普通債	32,783,186	31,203,605	2,417,200	114,300	2,531,500	2,376,363	△ 1,904	2,374,459	31,360,646
(1) 総務債	6,193,675	6,052,729	101,100	△ 2,600	98,500	206,865		206,865	5,944,364
(2) 民生債	445,736	541,489				42,168	△ 2,893	39,275	502,214
(5) 商工債	472,119	421,123				51,107	160	51,267	369,856
(6) 土木債	5,286,282	3,306,277	212,400	113,100	325,500	356,067	679	356,746	3,275,031
(7) 消防債	2,474,331	2,601,254	229,600	△ 2,700	226,900	350,718	△ 19	350,699	2,477,455
(8) 教育債	4,043,717	3,689,773				381,732	169	381,901	3,307,872
(10) 過疎対策事業債	11,971,097	12,709,492	1,850,200	6,500	1,856,700	787,027		787,027	13,779,165
2. 災害復旧債	3,392,330	3,827,581	45,900	1,700	47,600	242,026		242,026	3,633,155
(1) 補助災害復旧事業債	927,803	1,174,723	45,900	1,700	47,600	73,408		73,408	1,148,915
4. その他	10,713,662	10,287,341	222,600		222,600	1,030,732	2,533	1,033,265	9,476,676
(2) 臨時財政対策債	10,614,967	10,213,400	222,600		222,600	1,010,936	2,533	1,013,469	9,422,531
補正されなかつた 区分に係る額	71,610	48,970				22,640		22,640	26,330
合 計	46,960,788	45,367,497	2,685,700	116,000	2,801,700	3,671,761	629	3,672,390	44,496,807
※うち合併特例債	10,381,496	9,815,363				639,037	505	639,542	9,175,821

議案第19号

令和4年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

令和4年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ243,662千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,080,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	県支出金	4,689,684	274,775	4,414,909
	1 県補助金	4,689,684	274,775	4,414,909
5	繰入金	607,277	31,113	638,390
	1 他会計繰入金	586,017	12,661	598,678
	2 基金繰入金	21,260	18,452	39,712
補正されなかった款項にかかる額		1,027,044		1,027,044
** 歳 入 合 計 **		6,324,005	243,662	6,080,343

### 2 歳 出

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	保険給付費	4,502,050	287,440	4,214,610
	1 療養諸費	3,957,920	287,440	3,670,480
8	諸支出金	55,609	43,778	99,387
	1 償還金及び還付加算金	5,270	32,601	37,871
	2 繰出金	50,339	11,177	61,516
補正されなかった款項にかかる額		1,766,346		1,766,346
** 歳 出 合 計 **		6,324,005	243,662	6,080,343





歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 県支出金 1 県補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 保険給付費等交付金	4,689,684	274,775	4,414,909
	** 計 **	4,689,684	274,775	4,414,909

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	586,017	12,661	598,678
	** 計 **	586,017	12,661	598,678

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 繰入金 2 基金繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 財政調整基金繰入金	21,260	18,452	39,712
	** 計 **	21,260	18,452	39,712

節		金額	説明	
区	分			
1	普通交付金	295,000	普通交付金	295,000
2	特別交付金	20,225	特別交付金	20,225

節		金額	説明	
区	分			
1	一般会計繰入金	12,661	一般会計繰入金	12,661

節		金額	説明	
区	分			
1	財政調整基金繰入金	18,452	財政調整基金繰入金	18,452

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 2 保険給付費 1 療養諸費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般被保険者療養給付費	3,921,338	287,440	3,633,898		288,952		1,512
		** 計 **	3,957,920	287,440	3,670,480		288,952		1,512

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 1 医療給付費分納付金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般被保険者医療給付費分納付金	1,004,279		1,004,279		2,100		30,501
		** 計 **	1,004,280		1,004,280		2,100		30,501

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 2 後期高齢者支援金等分納付金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	326,846		326,846		600		600
		** 計 **	326,847		326,847		600		600

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 3 介護納付金分納付金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 介護納付金分納付金	120,430		120,430		300		300
		** 計 **	120,430		120,430		300		300

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 8 諸支出金 1 償還金及び還付加算金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		3 償還金	1	32,601	32,602				
		** 計 **	5,270	32,601	37,871				

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 8 諸支出金 2 繰出金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 直営診療施設勘定繰出金	50,339	11,177	61,516		11,177		
		** 計 **	50,339	11,177	61,516		11,177		

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	287,440	一般被保険者療養給付費 287,440

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
32,601			(財源補正)
32,601			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			(財源補正)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			(財源補正)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
32,601	22 償還金利子及び割引料	32,601	国庫支出金等返還金 32,601
32,601			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	27 繰出金	11,177	直営診療施設勘定繰出金 11,177



議案第20号

令和4年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第6号）

令和4年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,186千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ453,953千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診療収入		217,608	19,200	198,408
	2 外来収入	193,431	24,500	168,931
	3 その他診療収入	24,176	5,300	29,476
4 繰入金		212,198	16,514	228,712
	1 他会計繰入金	212,198	16,514	228,712
6 諸収入		15,842	900	16,742
	2 雑入	15,841	900	16,741
7 県支出金		2,500	200	2,300
	1 県補助金	2,500	200	2,300
8 市債		2,500	200	2,300
	1 市債	2,500	200	2,300
補正されなかった款項にかかる額		5,491		5,491
** 歳 入 合 計 **		456,139	2,186	453,953

### 2 歳 出

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医業費		118,274	2,677	115,597
	1 医業費	118,274	2,677	115,597
4 諸支出金		1	491	492
	1 諸支出金	1	491	492
補正されなかった款項にかかる額		337,864		337,864
** 歳 出 合 計 **		456,139	2,186	453,953



第2表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
過疎対策事業	2,500	△ 200	2,300	普通貸借券 又は証券発行	3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	2,500	△ 200	2,300			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計		
		1 診療収入	2 外来収入	
目		補正前の額	補正額	計
1	国民健康保険診療報酬収入	36,768	7,900	28,868
2	社会保険診療報酬収入	20,366	1,300	19,066
3	後期高齢者診療報酬収入	107,928	19,300	88,628
4	外来一部負担金収入	24,217	2,500	26,717
5	その他診療報酬収入	4,152	1,500	5,652
	** 計 **	193,431	24,500	168,931

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計		
		1 診療収入	3 その他診療収入	
目		補正前の額	補正額	計
3	その他診療収入	17,383	5,300	22,683
	** 計 **	24,176	5,300	29,476

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計		
		4 繰入金	1 他会計繰入金	
目		補正前の額	補正額	計
1	一般会計繰入金	161,859	5,337	167,196
2	国保会計繰入金	50,339	11,177	61,516
	** 計 **	212,198	16,514	228,712

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計		
		6 諸収入	2 雑入	
目		補正前の額	補正額	計
1	雑入	15,841	900	16,741
	** 計 **	15,841	900	16,741

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計		
		7 県支出金	1 県補助金	
目		補正前の額	補正額	計
1	へき地診療所設備整備補助金	2,500	200	2,300
	** 計 **	2,500	200	2,300

節		金額	説明	
区分				
1 現年度分		7,900	診療報酬収入	7,900
1 現年度分		1,300	診療報酬収入	1,300
1 現年度分		19,300	診療報酬収入	19,300
1 現年度分		2,500	一部負担金	2,500
1 現年度分		1,500	生保診療報酬収入	1,500

節		金額	説明	
区分				
1 現年度分		5,300	予防接種料収入	5,300

節		金額	説明	
区分				
1 一般会計繰入金		5,337	一般会計繰入金	5,337
1 国保会計繰入金		11,177	国保会計繰入金	11,177

節		金額	説明	
区分				
1 受託収入		900	受託収入	900

節		金額	説明	
区分				
1 へき地診療所設備整備		200	へき地診療所設備整備補助金	200

1 歳 入

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 8 市債 1 市債			
	目	補正前の額	補 正 額	計
1	施設整備事業債	2,500	200	2,300
	** 計 **	2,500	200	2,300

節		金額	説明
区	分		
1	診療施設	200	診療所施設整備事業債 200

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 1 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 総務管理費	323,220		323,220				20,711
		** 計 **	323,382		323,382				20,711

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 2 医業費 1 医業費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	64,624	385	64,239		200	200	
		2 医薬品費	22,240	2,292	19,948				3,300
		** 計 **	118,274	2,677	115,597		200	200	3,300

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 4 諸支出金 1 諸支出金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 償還金	1	491	492				
		** 計 **	1	491	492				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
20,711			(財源補正)
20,711			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
15	17 備品購入費	385	医療機器等備品購入費 385
5,592	10 需用費	2,292	医薬材料費 2,292
5,577			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
491	22 償還金利子及び割引料	491	国庫支出金等返還金 491
491			

付 表 地 方 債 の 前 前 年 度 未 及 び 前 年 度 未 に お け る 現 在 高 並 び に 当 該 年 度 末 に お け る 現 在 高 の 見 込 み に 関 す る 調 書

(単位・千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		補 正 後 の 額		
			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	補 正 額			
1. 過 疎 対 策 事 業 債	89,533	77,453	2,500	△ 200	2,300	12,498		12,498	67,255
2. 県 基 金	60	30				30		30	
合 計	89,593	77,483	2,500	△ 200	2,300	12,528		12,528	67,255



議案第21号

令和4年度宮古市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度宮古市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120,819千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ698,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	後期高齢者医療特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	後期高齢者医療保険料	589,855	90,399	499,456
	1 後期高齢者医療保険料	589,855	90,399	499,456
3	繰入金	226,913	32,291	194,622
	1 他会計繰入金	226,913	32,291	194,622
4	繰越金	1	1,871	1,872
	1 繰越金	1	1,871	1,872
補正されなかった款項にかかる額		2,396		2,396
** 歳 入 合 計 **		819,165	120,819	698,346

### 2 歳 出

会 計	後期高齢者医療特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	後期高齢者医療広域連合納付金	805,658	120,819	684,839
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	805,658	120,819	684,839
補正されなかった款項にかかる額		13,507		13,507
** 歳 出 合 計 **		819,165	120,819	698,346



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 1 後期高齢者医療保険料 1 後期高齢者医療保険料			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	589,855	90,399	499,456
	** 計 **	589,855	90,399	499,456

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 3 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	226,913	32,291	194,622
	** 計 **	226,913	32,291	194,622

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 4 繰越金 1 繰越金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	1	1,871	1,872
	** 計 **	1	1,871	1,872

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 2 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	805,658	120,819	684,839				30,420
	** 計 **	805,658	120,819	684,839				30,420

(単位・千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	特別徴収保険料	56,586	特別徴収保険料	56,586
2	普通徴収保険料現年度分	30,327	普通徴収保険料現年度分	30,327
3	普通徴収保険料滞納繰越分	3,486	普通徴収保険料滞納繰越分	3,486

節		金額	説明	
区	分			
1	一般会計繰入金	32,291	事務費繰入 保険基盤安定繰入	1,871 30,420

節		金額	説明	
区	分			
1	繰越金	1,871	前年度繰越金	1,871

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説明	
	区	分		
90,399	18	負担金補助及び交付金	120,819	岩手県後期高齢者医療広域連合負担金
90,399				



議案第 22 号

令和 4 年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 62,757 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,727,961 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	介護保険料	1,231,632	22,683	1,208,949
	1 介護保険料	1,231,632	22,683	1,208,949
2	分担金及び負担金	9,169	369	8,800
	1 負担金	9,169	369	8,800
4	国庫支出金	1,637,779	17,702	1,620,077
	1 国庫負担金	1,095,539	10,650	1,084,889
	2 国庫補助金	542,240	7,052	535,188
5	支払基金交付金	1,657,653	10,855	1,646,798
	1 支払基金交付金	1,657,653	10,855	1,646,798
6	県支出金	923,700	12,218	911,482
	1 県負担金	870,704	10,962	859,742
	2 県補助金	52,996	1,256	51,740
8	繰入金	1,158,479	1,070	1,159,549
	1 他会計繰入金	1,054,956	2,187	1,052,769
	2 基金繰入金	103,523	3,257	106,780
補正されなかった款項にかかる額		172,306		172,306
** 歳 入 合 計 **		6,790,718	62,757	6,727,961

### 2 歳 出

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	総務費	130,230	986	129,244
	3 宮古地区介護認定審査会費	22,559	986	21,573
2	保険給付費	6,049,972	66,500	5,983,472
	1 介護サービス費	5,618,800	31,500	5,587,300
	2 介護予防サービス費	52,050	1,000	53,050
	3 高額介護サービス費	118,312	15,000	133,312
	4 高額医療合算介護サービス費	9,010	2,000	11,010
	6 特定入所者介護サービス費	246,400	53,000	193,400
4	地域支援事業費	345,299	1,472	346,771
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	88,118	8,000	96,118
	2 包括的支援事業・任意事業費	257,181	6,528	250,653
8	諸支出金	85,663	3,257	88,920
	1 諸支出金	83,251	3,257	86,508
補正されなかった款項にかかる額		179,554		179,554
** 歳 出 合 計 **		6,790,718	62,757	6,727,961





歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 介護保険料 1 介護保険料			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 第1号被保険者保険料	1,231,632	22,683	1,208,949
	** 計 **	1,231,632	22,683	1,208,949

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 分担金及び負担金 1 負担金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 介護認定審査会負担金	9,169	369	8,800
	** 計 **	9,169	369	8,800

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 1 国庫負担金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 介護給付費負担金	1,095,539	10,650	1,084,889
	** 計 **	1,095,539	10,650	1,084,889

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 2 国庫補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 調整交付金	427,486	4,655	422,831
	2 地域支援事業交付金	102,218	2,397	99,821
	** 計 **	542,240	7,052	535,188

会計 款 項	介護保険事業特別会計 5 支払基金交付金 1 支払基金交付金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 介護給付費交付金	1,633,492	10,855	1,622,637
	** 計 **	1,657,653	10,855	1,646,798

節		金額	説明	
区分				
1	現年度特別徴収分	20,869	現年度分	20,869
2	現年度普通徴収分	1,814	現年度分	1,814

節		金額	説明	
区分				
1	介護認定審査会負担金	369	介護認定審査会負担金	369

節		金額	説明	
区分				
1	現年度分	10,650	現年度分	10,650

節		金額	説明	
区分				
1	現年度分	4,655	現年度分	4,655
1	介護予防・日常生活支援総合事業	116	現年度分	897
			過年度分	1,013
2	包括的支援・任意事業	2,513	現年度分	2,513

節		金額	説明	
区分				
1	現年度分	17,955	現年度分	17,955
2	過年度分	7,100	過年度分	7,100

1 歳 入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 6 県支出金 1 県負担金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
	1 介護給付費負担金	870,704	10,962	859,742
	** 計 **	870,704	10,962	859,742

会計 款 項	介護保険事業特別会計 6 県支出金 2 県補助金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
	1 地域支援事業交付金	52,996	1,256	51,740
	** 計 **	52,996	1,256	51,740

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
	1 一般会計繰入金	1,054,956	2,187	1,052,769
	** 計 **	1,054,956	2,187	1,052,769

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 2 基金繰入金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
	1 財政調整基金繰入金	103,523	3,257	106,780
	** 計 **	103,523	3,257	106,780

節		金額	説明	
区	分			
1	現年度分	10,962	現年度分	10,962

節		金額	説明	
区	分			
2	包括の支援・任意事業	1,256	現年度分	1,256

節		金額	説明	
区	分			
1	一般会計繰入金	2,187	一般会計繰入金	2,187

節		金額	説明	
区	分			
1	財政調整基金繰入金	3,257	財政調整基金繰入金	3,257

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 総務費 3 宮古地区介護認定審査会費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 認定審査会費	22,559	986	21,573				986
		** 計 **	22,559	986	21,573				986

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 保険給付費 1 介護サービス費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 居宅介護サービス給付費	1,949,000	90,000	1,859,000	24,300	11,250		35,550
		3 地域密着型介護サービス給付費	1,322,000	58,500	1,380,500	15,795	7,313		23,108
		** 計 **	5,618,800	31,500	5,587,300	8,505	3,937		12,442

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 保険給付費 2 介護予防サービス費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		6 介護予防住宅改修費	2,350	1,000	3,350	270	125		395
		** 計 **	52,050	1,000	53,050	270	125		395

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 保険給付費 3 高額介護サービス費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 高額介護サービス費	118,302	15,000	133,302	4,050	1,875		5,925
		** 計 **	118,312	15,000	133,312	4,050	1,875		5,925

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 保険給付費 4 高額医療合算介護サービス費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 高額医療合算介護サービス費	9,000	2,000	11,000	540	250		790
		** 計 **	9,010	2,000	11,010	540	250		790

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 保険給付費 6 特定入所者介護サービス費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 特定入所者介護サービス費	246,000	53,000	193,000	11,660	9,275		20,935
		** 計 **	246,400	53,000	193,400	11,660	9,275		20,935

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報酬	892	認定審査会委員報酬 892
	8 旅費	94	普通旅費 94

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
18,900	18 負担金補助及び交付金	90,000	居宅介護サービス給付費 90,000
12,284	18 負担金補助及び交付金	58,500	地域密着型介護サービス給付費 58,500
6,616			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
210	18 負担金補助及び交付金	1,000	介護予防住宅改修費 1,000
210			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
3,150	18 負担金補助及び交付金	15,000	高額介護サービス費 15,000
3,150			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
420	18 負担金補助及び交付金	2,000	高額医療合算介護サービス費 2,000
420			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
11,130	18 負担金補助及び交付金	53,000	特定入所者介護サービス費 53,000
11,130			

2 歳 出

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 地域支援事業費 1 介護予防・日常生活支援総合事業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 介護予防・生活支援サービス事業費		78,811	8,000	86,811				8,000
** 計 **		88,118	8,000	96,118				8,000

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 地域支援事業費 2 包括的支援事業・任意事業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 包括的支援事業費		221,833	6,528	215,305	2,513	1,256		1,258
** 計 **		257,181	6,528	250,653	2,513	1,256		1,258

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 諸支出金 1 諸支出金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 償還金		81,201	3,257	84,458				3,257
** 計 **		83,251	3,257	86,508				3,257



内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	8,000	第1号訪問事業負担金 3,500 第1号通所事業負担金 4,500

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,501	12 委託料	6,528	生活支援体制整備事業委託料 6,528
1,501			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	22 償還金利子及び割引料	3,257	国庫支出金等返還金 3,257



議案第23号

令和4年度宮古市浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度宮古市浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,172千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	浄化槽事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		11,198	2,652	8,546
	1 分担金	11,198	2,652	8,546
3 国庫支出金		23,839	5,623	18,216
	1 国庫補助金	23,839	5,623	18,216
4 繰入金		73,390	803	74,193
	1 他会計繰入金	73,390	803	74,193
7 市債		57,200	12,700	44,500
	1 市債	57,200	12,700	44,500
補正されなかった款項にかかる額		67,330		67,330
** 歳 入 合 計 **		232,957	20,172	212,785

### 2 歳 出

会 計	浄化槽事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 浄化槽整備費		94,149	20,912	73,237
	1 浄化槽整備費	94,149	20,912	73,237
4 諸支出金			740	740
	1 諸支出金		740	740
補正されなかった款項にかかる額		138,808		138,808
** 歳 出 合 計 **		232,957	20,172	212,785

第2表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
浄化槽整備事業	57,200	△ 12,700	44,500	普通貸借券 又は証券発行	3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	57,200	△ 12,700	44,500			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 1 分担金及び負担金 1 分担金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 浄化槽設置分担金	8,997	1,952	7,045
	2 ポンプ設置分担金	2,201	700	1,501
	*** 計 ***	11,198	2,652	8,546

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 3 国庫支出金 1 国庫補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 浄化槽事業費補助金	23,839	5,623	18,216
	*** 計 ***	23,839	5,623	18,216

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 4 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	73,390	803	74,193
	*** 計 ***	73,390	803	74,193

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 7 市債 1 市債			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 浄化槽整備事業債	57,200	12,700	44,500
	*** 計 ***	57,200	12,700	44,500

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		1,952	浄化槽本体分 1,952
1 現年度分		700	ポンプ設置分担金 700

節		金額	説明
区分			
1 循環型社会形成推進交付金		5,623	循環型社会形成推進交付金 5,623

節		金額	説明
区分			
1 一般会計繰入金		803	一般会計繰入金 803

節		金額	説明
区分			
1 浄化槽整備事業債		12,700	下水道事業債 12,700

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 2 浄化槽整備費 1 浄化槽整備費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 浄化槽整備費	94,149	20,912	73,237	5,623		12,700	2,589
		*** 計 ***	94,149	20,912	73,237	5,623		12,700	2,589

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 4 諸支出金 1 諸支出金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 償還金		740	740				740
		*** 計 ***		740	740				740



(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	11 役務費	44	手数料 44
	12 委託料	413	浄化槽設置確認調査委託料 413
	14 工事請負費	20,455	浄化槽整備工事費 20,455

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	22 償還金利子及び割引料	740	国庫支出金等返還金 740

付 表 地 方 債 の 前 前 年 度 未 及 び 前 年 度 未 に お け る 現 在 高 並 び に  
 当 該 年 度 末 に お け る 現 在 高 の 見 込 み に 関 す る 調 書

(単位・千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		補 正 後 の 額		
			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 前 の 額	補 正 額			
1. 浄化槽整備事業債	661,138	689,196	57,200	△ 12,700	44,500	19,676		19,676	714,020
合 計	661,138	689,196	57,200	△ 12,700	44,500	19,676		19,676	714,020

議案第24号

令和4年度宮古市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度宮古市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ837千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	魚市場事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		19,246	2,394	16,852
	1 使用料	19,246	2,394	16,852
2 繰入金		10,796	1,500	12,296
	1 他会計繰入金	10,796	1,500	12,296
3 繰越金		1	58	59
	1 繰越金	1	58	59
4 諸収入		1	1	
	1 雑入	1	1	
補正されなかった款項にかかる額				
** 歳入合計 **		30,044	837	29,207

### 2 歳出

会 計	魚市場事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市場事業費		9,892	837	9,055
	1 市場管理費	9,892	837	9,055
補正されなかった款項にかかる額		20,152		20,152
** 歳出合計 **		30,044	837	29,207



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	魚市場事業特別会計 1 使用料及び手数料 1 使用料			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 魚市場使用料	19,246	2,394	16,852
	** 計 **	19,246	2,394	16,852

会計 款 項	魚市場事業特別会計 2 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	10,796	1,500	12,296
	** 計 **	10,796	1,500	12,296

会計 款 項	魚市場事業特別会計 3 繰越金 1 繰越金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	1	58	59
	** 計 **	1	58	59

会計 款 項	魚市場事業特別会計 4 諸収入 1 雑入			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 消費税還付金	1	1	
	** 計 **	1	1	

節		金額	説明
区分			
1	魚市場使用料	2,394	魚市場使用料 2,394

節		金額	説明
区分			
1	一般会計繰入金	1,500	一般会計繰入金 1,500

節		金額	説明
区分			
1	繰越金	58	前年度繰越金 58

節		金額	説明
区分			
1	消費税還付金	1	消費税還付金 1

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	魚市場事業特別会計 1 市場事業費 1 市場管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 市場管理費	9,892	837	9,055				894
		** 計 **	9,892	837	9,055				894



内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
57	1 報酬	30	魚市場運営委員会委員報酬	30
	8 旅費	59	普通旅費	59
	10 需用費	5	食糧費	5
	12 委託料	743	計量器保守点検業務委託料	111
			使用海水水質検査業務委託料	178
			消防設備保守点検業務委託料	87
			屋根清掃点検業務委託料	104
殺菌冷海水製造設備保守点検業務委託料			38	
		ろ過機保守点検業務委託料	225	
57				



議案第25号

令和4年度宮古市山口財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度宮古市山口財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	山口財産区特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		60	60	
	1 基金繰入金	60	60	
補正されなかった款項にかかる額		205		205
** 歳入合計 **		265	60	205

### 2 歳出

会 計	山口財産区特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		265	60	205
	1 総務管理費	265	60	205
補正されなかった款項にかかる額				
** 歳出合計 **		265	60	205



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	山口財産区特別会計 2 繰入金 1 基金繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 基金繰入金	60	60	
	** 計 **	60	60	

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	山口財産区特別会計 1 総務費 1 総務管理費							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 財産管理費	265	60	205				60
	** 計 **	265	60	205				60

(単位・千円)

節		金額	説明
区	分		
1	基金繰入金	60	基金繰入金 60

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	200	財産管理委員会運営費補助金 200
	24 積立金	140	基金積立金 140





議案第26号

令和4年度宮古市千徳財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度宮古市千徳財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	千徳財産区特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		10	26	36
	2 財産売払収入	1	26	27
2 繰入金		252	26	226
	1 基金繰入金	252	26	226
補正されなかった款項にかかる額		3		3
** 歳入合計 **		265		265

### 2 歳出

会 計	千徳財産区特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
補正されなかった款項にかかる額		265		265
** 歳出合計 **		265		265



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	千徳財産区特別会計 1 財産収入 2 財産売払収入			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 不動産売払収入	1	26	27
	** 計 **	1	26	27

会計 款 項	千徳財産区特別会計 2 繰入金 1 基金繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 基金繰入金	252	26	226
	** 計 **	252	26	226

節		金額	説明
区	分		
1	立木売払	26	立木売払収入 26

節		金額	説明
区	分		
1	基金繰入金	26	基金繰入金 26



議案第27号

令和4年度宮古市水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和4年度宮古市水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和4年度宮古市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 水道事業収益	1,580,055千円	256千円	1,580,311千円
第2項 営業外収益	557,003千円	256千円	557,259千円

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額521,587千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,605千円、当年度分損益勘定留保資金286,708千円、減債積立金26,500千円及び建設改良積立金173,774千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額521,283千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,605千円、当年度分損益勘定留保資金286,708千円、減債積立金26,500千円及び建設改良積立金173,470千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的収入	291,605千円	304千円	291,909千円
第5項 他会計負担金	240千円	304千円	544千円

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

令和4年度宮古市水道事業会計補正予算(第5号)実施計画(税込)

収 益 的 収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1.水道事業収益			1,580,055	256	1,580,311	
	2.営業外収益		557,003	256	557,259	
		3.他会計負担金	18,367	256	18,623	児童手当の増に伴う一般会計負担金の増

資 本 的 収 入

款	項		既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1.資本的収入			291,605	304	291,909	
	5.他会計負担金		240	304	544	
		1.他会計負担金	240	304	544	児童手当の増に伴う一般会計負担金の増



# 令和4年度 宮古市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	18,370,000
減価償却費	730,374,000
固定資産除却費	14,838,000
引当金の増減額(△は減少)	4,776,000
長期前受金戻入額	△ 458,504,000
支払利息	44,530,000
受取利息及び受取配当金	△ 17,000
未収金の増減額(△は増加)	320,616,000
貯蔵品の増減額(△は増加)	1,000
未払金の増減額(△は減少)	△ 162,068,435
前受金の増減額(△は減少)	△ 76,560
預り金の増減額(△は減少)	△ 49,273,791
小計	463,565,214
利息及び配当金の受取額	17,000
利息の支払額	△ 44,530,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>419,052,214</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 554,229,000
有形固定資産の売却による収入	1,000
無形固定資産の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	<u>195,951,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 358,277,000</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	40,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 206,430,000
他会計からの出資による収入	<u>38,029,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 128,401,000</u>
資金増加額(又は減少額)	△ 67,625,786
資金期首残高	<u>1,380,283,541</u>
資金期末残高	1,312,657,755

令和4年度 宮古市水道事業予定貸借対照表(税抜)

(令和5年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		165,695,907
ロ 建 物	2,172,643,316	
減価償却累計額	<u>△ 1,314,204,369</u>	858,438,947
ハ 構 築 物	25,606,180,757	
減価償却累計額	<u>△ 13,913,728,197</u>	11,692,452,560
ニ 機 械 及 び 装 置	6,838,698,311	
減価償却累計額	<u>△ 5,082,462,637</u>	1,756,235,674
ホ 車 両 運 搬 具	22,702,041	
減価償却累計額	<u>△ 21,370,902</u>	1,331,139
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	47,711,690	
減価償却累計額	<u>△ 41,747,217</u>	5,964,473
ト 建 設 仮 勘 定		<u>183,482,577</u>

有形固定資産合計 14,663,601,277

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		64,900
ロ 施 設 利 用 権		<u>7,101,789</u>

無形固定資産合計 7,166,689

固定資産合計 14,670,767,966

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 1,312,657,755

(2) 未 収 金 22,828,711

貸倒引当金 △ 3,075,000 19,753,711

(3) 貯 蔵 品 12,669,319

流動資産合計 1,345,080,785

資産合計 16,015,848,751

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する  
企業債 2,955,080,115

ロ その他の企業債 11,300,000

企業債合計 2,966,380,115

(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	50,994,000		
ロ 修繕引当金	<u>51,691,637</u>		
引当金合計		<u>102,685,637</u>	
固定負債合計			3,069,065,752
<b>4 流動負債</b>			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する			
企業債	<u>203,094,187</u>		
企業債合計		203,094,187	
(2) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>15,908,000</u>		
引当金合計		15,908,000	
(3) その他流動負債		<u>200,000</u>	
流動負債合計			219,202,187
<b>5 繰延収益</b>			
長期前受金		10,273,968,308	
収益化累計額		<u>△ 2,632,386,821</u>	
繰延収益合計			<u>7,641,581,487</u>
負債合計			<u>10,929,849,426</u>

## 資 本 の 部

<b>6 資本金</b>			
(1) 固有資本金		45,946,853	
(2) 出資金		545,656,392	
(3) 組入資本金		<u>3,338,370,506</u>	
資本金合計			3,929,973,751
<b>7 剰余金</b>			
(1) 利益剰余金			
イ 減債積立金	374,041,058		
ロ 利益積立金	127,000,000		
ハ 建設改良積立金	561,612,315		
ニ 水源保護対策積立金	70,496,838		
ホ 当年度未処分利益			
剰余金	<u>22,875,363</u>		
利益剰余金合計		<u>1,156,025,574</u>	
剰余金合計			<u>1,156,025,574</u>
資本合計			<u>5,085,999,325</u>
負債資本合計			<u>16,015,848,751</u>



議案第 28 号

宮古市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(通勤手当)</p> <p>第 10 条の 4 〔略〕</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 通勤距離を考慮して <u>51,500 円</u> の範囲内で規則で定める額（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）のうち、1 月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>3～7 〔略〕</p> <p>別表第 3（第 4 条の 2 関係）</p> <p style="text-align: center;">行政職等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">等級</th> <th style="width: 90%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">7 級</td> <td>1 部長、監その他これらに準ずる職務として規則で定める職務</td> </tr> <tr> <td>2・3 〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 〔略〕</p> <p>別表第 4（第 4 条の 2 関係）</p> <p style="text-align: center;">医療職等級別基準職務表</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">等級</th> <th style="width: 90%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5 級</td> <td>1 看護師長又は副看護師長の職務</td> </tr> <tr> <td>2 〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	等級	基準となる職務	〔略〕		7 級	1 部長、監その他これらに準ずる職務として規則で定める職務	2・3 〔略〕	等級	基準となる職務	〔略〕		5 級	1 看護師長又は副看護師長の職務	2 〔略〕	<p>(通勤手当)</p> <p>第 10 条の 4 〔略〕</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 通勤距離を考慮して <u>49,300 円</u> の範囲内で規則で定める額（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）のうち、1 月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>3～7 〔略〕</p> <p>別表第 3（第 4 条の 2 関係）</p> <p style="text-align: center;">行政職等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">等級</th> <th style="width: 90%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">7 級</td> <td>1 部長又は監の職務</td> </tr> <tr> <td>2・3 〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 〔略〕</p> <p>別表第 4（第 4 条の 2 関係）</p> <p style="text-align: center;">医療職等級別基準職務表</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">等級</th> <th style="width: 90%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5 級</td> <td>1 看護師長の職務</td> </tr> <tr> <td>2 〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	等級	基準となる職務	〔略〕		7 級	1 部長又は監の職務	2・3 〔略〕	等級	基準となる職務	〔略〕		5 級	1 看護師長の職務	2 〔略〕
等級	基準となる職務																												
〔略〕																													
7 級	1 部長、監その他これらに準ずる職務として規則で定める職務																												
	2・3 〔略〕																												
等級	基準となる職務																												
〔略〕																													
5 級	1 看護師長又は副看護師長の職務																												
	2 〔略〕																												
等級	基準となる職務																												
〔略〕																													
7 級	1 部長又は監の職務																												
	2・3 〔略〕																												
等級	基準となる職務																												
〔略〕																													
5 級	1 看護師長の職務																												
	2 〔略〕																												
備考 改正部分は、下線の部分である。																													

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 13 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

岩手県の給与改定の内容に準じて一般職の職員の通勤手当の額を改定するとともに、所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 29 号

宮古市老人憩の家条例の一部を改正する条例

宮古市老人憩の家条例（平成 17 年宮古市条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第 2 条 憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
宮古市老人憩の家安庭 山荘	宮古市和井内第 14 地 割 1 番地 76	宮古市老人憩の家小田 代山荘	宮古市田老字小田代 1 6 番地
宮古市老人憩の家安庭 山荘	宮古市和井内第 14 地 割 1 番地 76	宮古市老人憩の家安庭 山荘	宮古市和井内第 14 地 割 1 番地 76
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に回数券（宮古市老人憩の家小田代山荘で発行したものに限り、以下同じ。）の額を納付した者に係る使用料については、既に納付した回数券の額を 11 で除して得た額に同日における未使用分の回数券（同日において有効期限を経過していないものに限り。）の数を乗じて得た額に相当する額を還付する。
- 3 前項の規定により算定した額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

令和 5 年 2 月 13 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市老人憩の家小田代山荘を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。





## 議案第30号

### 宮古市再生可能エネルギー推進条例

#### (目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギーの導入に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再生可能エネルギーの導入及び地産地消を推進し、もって持続可能なまちづくりに資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得られるエネルギーをいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。
- (3) 地産地消 市内で生産された再生可能エネルギーを市内で消費することをいう。
- (4) 再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギーを電気、熱等に変換する設備及びその附帯設備をいう。
- (5) 再生可能エネルギー事業 再生可能エネルギー設備（家庭用消費を主たる目的とする再生可能エネルギー設備を除く。）を設置し、電気、熱等を利用する事業をいう。
- (6) 再生可能エネルギー事業者 市内で再生可能エネルギー事業を行う個人、法人又は団体をいう。
- (7) 事業区域 再生可能エネルギー事業者が、再生可能エネルギー事業を行う一団の土地をいう。
- (8) 土地所有者等 事業区域に係る土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

#### (基本理念)

第3条 再生可能エネルギーの導入は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 地域の自然条件及び社会的背景を理解し、自然環境、景観及び生活環境への影響に十分配慮すること。
- (2) 市、市民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者が相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- (3) 地産地消を推進することにより、地域経済の発展及び災害に強いまちづくりに資するよう取り組むこと。

#### (市の責務)

第4条 市は、再生可能エネルギーの導入に関する総合的かつ計画的な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、市民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者に対する支援の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、自ら率先して再生可能エネルギーの導入を推進するものとする。

4 市は、再生可能エネルギーの導入の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会の提供及び知識の普及啓発を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市の再生可能エネルギーの導入に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、市の再生可能エネルギーの導入に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再生可能エネルギーの導入の推進に努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、再生可能エネルギー事業の実施により、地域の自然環境を損ない、又は災害若しくは公害が発生することがないように、その所有し、占有し、又は管理する土地の適正な管理に努めるものとする。

(再生可能エネルギー事業者の責務)

第8条 再生可能エネルギー事業者は、地域の自然環境、景観及び生活環境に十分配慮し、事故、災害及び公害の防止に努めるものとする。

2 再生可能エネルギー事業者は、地域住民に対し、再生可能エネルギー事業に係る計画の内容及び再生可能エネルギー設備の維持管理の方法を十分に説明し、継続して地域住民の理解を得られるよう努めるものとする。

3 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの導入を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(導入促進区域等の設定)

第9条 市長は、円滑な再生可能エネルギーの導入を推進するため、再生可能エネルギー事業の導入を促進し、抑制し、及び調整を必要とする区域（以下「導入促進区域等」という。）を設定するものとする。

2 市長は、導入促進区域等を設定したときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(再生可能エネルギー事業の計画の届出)

第10条 再生可能エネルギー事業を計画しようとする者は、次条の規定による説明をする前に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(地域住民への説明)

第11条 再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、次条第1項の規定による届出をする前に、地域住民に対し、再生可能エネルギー事業の内容について説明しなければならない。

(再生可能エネルギー設備の設置の届出)

第12条 再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、再生可能エネルギー事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に、事業区域に立ち入り、再生可能エネルギー設備の設置状況について調査（以下「立入調査」という。）を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、再生可能エネルギー事業者及びその関係者に提示しなければならない。

(再生可能エネルギー事業の廃止の届出等)

第15条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギー事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギー事業を廃止したときは、関係法令に基づき、再生可能エネルギー設備を適正に処分しなければならない。

3 再生可能エネルギー事業者は、前項の規定による処分が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(勧告)

第16条 市長は、再生可能エネルギー事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、再生可能エネルギー事業者に対し、必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

(1) 第10条、第12条第1項又は前条第1項若しくは第3項の規定による届出をしないとき。

(2) 第11条の規定による説明をしないとき。

(3) 第13条の報告又は資料の提出をしないとき。

(4) 前条第2項の規定による処分をしないとき。

(公表)

第17条 市長は、前条の勧告を受けた再生可能エネルギー事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる再生可能エネルギー事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(地域主導型再生可能エネルギー事業の認定)

第18条 市長は、再生可能エネルギー事業者の申請により、次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー事業を地域主導型再生可能エネルギー事業として認定することができる。

(1) 市民が主体となって実施する再生可能エネルギー事業であって、次のいずれかに該当するものによって実施されるもの

ア 市の認可を受けた認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。）

イ 主に市民で構成される団体であり、かつ、営利を目的としない団体（代表者が市

民である団体であって運営に関する規約等を定めているものに限る。)

ウ 再生可能エネルギー事業に出資する者の半数以上が市民である再生可能エネルギー事業者

(2) 化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を促す再生可能エネルギー事業であって地産地消に資するもの

(3) 市外に流出しているエネルギーの購入代金及び雇用の機会を市内に留める再生可能エネルギー事業であって市内で資金の循環が創出されるもの

(4) 事業者（市内に本店、支店、営業所その他これらに準ずるものを有する者に限る。）に再生可能エネルギー設備の材料、設置工事等の発注を行う再生可能エネルギー事業であって地域経済の発展に資するもの

(5) 地域活動を支援する再生可能エネルギー事業であって地域社会の貢献に資するもの

(6) 常用電源が停電した場合に、市内の施設に電気、熱等を供給することができる再生可能エネルギー事業であって災害に強いまちづくりに資するもの

2 市長は、前項の規定による認定をしたとき、又は当該認定をしない旨の決定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を再生可能エネルギー事業者に通知しなければならない。

（欠格事由）

第19条 次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー事業者は、前条第1項の申請をすることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）

(2) 役員のうち暴力団員がある法人

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体

（地域主導型再生可能エネルギー事業の変更の認定等）

第20条 地域主導型再生可能エネルギー事業を行う者（以下「地域主導型再生可能エネルギー事業者」という。）は、当該事業の内容を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 地域主導型再生可能エネルギー事業者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 第18条第2項の規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の承継）

第21条 営業譲渡、合併、分割その他の事由により、地域主導型再生可能エネルギー事業を承継しようとする者は、市長の承認を受けて、地域主導型再生可能エネルギー事業者が有していた当該事業の認定に基づく地位を承継することができる。

（地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の取消し）

第22条 市長は、地域主導型再生可能エネルギー事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第1項又は第20条第1項の規定による認定を取り消すことができ

る。

- (1) 偽りその他不正の手段により、第18条第1項又は第20条第1項の規定による認定を受けたとき。
- (2) 地域主導型再生可能エネルギー事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 地域主導型再生可能エネルギー事業が、第18条第1項各号に掲げる事業に該当しなくなったと認められるとき。
- (4) 第19条各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 関係法令、この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(地域主導型再生可能エネルギー事業の公表)

第23条 市長は、再生可能エネルギーの導入を推進するため、第18条第1項の規定により認定した地域主導型再生可能エネルギー事業の概要を公表するものとする。

(地域主導型再生可能エネルギー事業に対する支援)

第24条 市は、地域主導型再生可能エネルギー事業に対し、必要な支援を行うものとする。

(宮古市再生可能エネルギー推進審議会)

第25条 再生可能エネルギーの導入の推進その他重要事項を審議するため、市長の諮問機関として宮古市再生可能エネルギー推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第26条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域主導型再生可能エネルギー事業の認定に関する事項について調査審議すること。
- (2) 市の再生可能エネルギーの導入に関する施策についての重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、再生可能エネルギーの導入に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第27条 審議会は、委員5人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、エネルギー・環境部において処理する。

(補則)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

再生可能エネルギーの導入に関し、市、市民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入に関する施策の推進に必要な事項を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第31号

### 宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮古市国民健康保険条例（平成17年宮古市条例第120号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8,000円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定に該当する場合にあっては、 <u>50万円</u> を支給する。 2 [略]	(出産育児一時金) 第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定に該当する場合にあっては、 <u>42万円</u> を支給する。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市国民健康保険条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。





議案第 3 2 号

宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年宮古市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 26 条 削除	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第 26 条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年宮古市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 13 条 削除	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第 13 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 13 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

民法の改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第 33 号

宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年宮古市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(家庭的保育事業者等と非常災害対策)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第 7 条の 2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認)</u></p> <p>第 7 条の 3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備え</u></p>	<p>(家庭的保育事業者等と非常災害対策)</p> <p>第 7 条 [略]</p>

られた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第8条 [略]

(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症及び食中毒の発生を予防し、そのまん延を防止するために、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～5 [略]

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第8条 [略]

(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症及び食中毒の発生を予防し、そのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)  
第2条 宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年宮古市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第6条 [略] <u>(安全計画の策定等)</u> 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、 <u>当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含め</u>	(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第6条 [略]

た放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的  
的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に  
関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、  
安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければ  
ならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見  
直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものと  
する。

（自動車を運行する場合の利用者の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業  
所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移  
動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び  
降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握す  
ることができる方法により、利用者の所在を確認しなけ  
ればならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 〔略〕

（虐待等の禁止）

第12条 〔略〕

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童  
健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時に  
おいて、利用者に対する支援の提供を継続的に実施す  
るため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための  
計画（以下この条において「業務継続計画」という。）  
を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ず  
るよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続  
計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を  
定期的  
に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 〔略〕

（虐待等の禁止）

第12条 〔略〕

<p><u>の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症及び食中毒の発生を予防し、そのまん延を防止するために、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 〔略〕</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症及び食中毒の発生を予防し、そのまん延を防止するために<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 〔略〕</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。  
(宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

事業者による安全計画の策定等の義務化、自動車を運行する場合の利用者の所在の確認の義務化等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 34 号

宮古市介護保険高額介護サービス費貸付基金条例を廃止する条例

宮古市介護保険高額介護サービス費貸付基金条例(平成17年宮古市条例第71号)は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市介護保険高額介護サービス費貸付基金を廃止しようとするものである。これが、  
この条例案を提出する理由である。





議案第35号

宮古市漁港管理条例の一部を改正する条例

宮古市漁港管理条例(平成17年宮古市条例第140号)の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第1 (第14条関係)						別表第1 (第14条関係)					
占用料						占用料					
区分	工 作 物 を 設 置 す る 場 合 ( 電 柱 類 又 は 地 下 埋 設 物 を 設 置 す る 場 合 を 除 く。)	工 作 物 を 設 置 し な い 場 合	電 柱 類 を 設 置 す る 場 合	地下埋設物を 設置する場合		区分	工 作 物 を 設 置 す る 場 合 ( 電 柱 類 又 は 地 下 埋 設 物 を 設 置 す る 場 合 を 除 く。)	工 作 物 を 設 置 し な い 場 合	電 柱 類 を 設 置 す る 場 合	地下埋設物を 設置する場合	
				外 径	外 径					外 径	外 径
施設 の 種 類				40	40	施設 の 種 類				40	40
				センチ	センチ					センチ	センチ
				メートル	メートル					メートル	メートル
				未	以上					未	以上
岸壁 物揚場 栈橋		[略]	1本 ごと に1 年	1メ ートル ま で	1メ ートル ま で	岸壁 物揚場 栈橋		[略]	1本 ごと に1 年	1メ ートル ま で	1メ ートル ま で
船揚場 漁具干 場	[略]	[略]	つき 430円	とに 1年	とに 1年	船揚場 漁具干 場	[略]	[略]	つき 380円	とに 1年	とに 1年
漁港施 設用地	[略]	[略]		につ き93 円	につ き160 円	漁港施 設用地	[略]	[略]		につ き81 円	につ き140 円
荷さば き所用 地	[略]					荷さば き所用 地	[略]				
野積場		[略]				野積場		[略]			
備考 [略]						備考 [略]					
別表第3 (第15条関係)						別表第3 (第15条関係)					
砂採取料等						砂採取料等					
1 [略]						1 [略]					
2 占用料						2 占用料					

区分	工 作 物 を 設 置 す る 場 合 ( 電 柱 類 又 は 地 下 埋 設 物 を 設 置 す る 場 合 を 除 く。)	工 作 物 を 設 置 し な い 場 合	電 柱 類 を 設 置 す る 場 合	地 下 埋 設 物 を 設 置 す る 場 合	
				外 径 4 0 セ ン チ メ ー ト ル 未 満	外 径 4 0 セ ン チ メ ー ト ル 以 上
水域	[略]		1 本	1 メ ー ト ル ま で	1 メ ー ト ル ま で
公共空 地	[略]	[略]	ご と に 1 年 に つ き <u>430 円</u>	ご と に 1 年 に つ き <u>93 円</u>	ご と に 1 年 に つ き <u>160 円</u>

備考 [略]

区分	工 作 物 を 設 置 す る 場 合 ( 電 柱 類 又 は 地 下 埋 設 物 を 設 置 す る 場 合 を 除 く。)	工 作 物 を 設 置 し な い 場 合	電 柱 類 を 設 置 す る 場 合	地 下 埋 設 物 を 設 置 す る 場 合	
				外 径 4 0 セ ン チ メ ー ト ル 未 満	外 径 4 0 セ ン チ メ ー ト ル 以 上
水域	[略]		1 本	1 メ ー ト ル ま で	1 メ ー ト ル ま で
公共空 地	[略]	[略]	ご と に 1 年 に つ き <u>380 円</u>	ご と に 1 年 に つ き <u>81 円</u>	ご と に 1 年 に つ き <u>140 円</u>

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

漁港施設及び漁港区域内の占用料の額を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第36号

宮古市道路占用料徴収条例及び宮古市都市下水路条例の一部を改正する条例  
 (宮古市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 宮古市道路占用料徴収条例(平成17年宮古市条例第160号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1	<u>430</u>	法第32条	第1種電柱	1本につき1	<u>380</u>
	第2種電柱	年	<u>670</u>	第1項第1	第2種電柱	年	<u>580</u>
	第3種電柱		<u>900</u>	号に掲げ	第3種電柱		<u>780</u>
	第1種電話柱		<u>390</u>	る工作物	第1種電話柱		<u>340</u>
	第2種電話柱		<u>620</u>		第2種電話柱		<u>540</u>
	第3種電話柱		<u>850</u>		第3種電話柱		<u>740</u>
	その他の柱類		<u>39</u>		その他の柱類		<u>34</u>
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき1年	<u>4</u>		共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき1年	<u>3</u>
	[略]		[略]		[略]		[略]
	路上に設ける変 圧器	1個につき1 年	<u>380</u>		路上に設ける変 圧器	1個につき1 年	<u>330</u>
	地下に設ける変 圧器	占用面積1平 方メートル につき1年	<u>230</u>		地下に設ける変 圧器	占用面積1平 方メートル につき1年	<u>200</u>
	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1 年	<u>780</u>		変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1 年	<u>680</u>
	郵便差出箱及び 信書便差出箱		<u>330</u>		郵便差出箱及び 信書便差出箱		<u>280</u>
	広告塔	表示面積1平 方メートル につき1年	<u>590</u>		広告塔	表示面積1平 方メートル につき1年	<u>670</u>
その他のもの	占用面積1平 方メートル につき1年	<u>780</u>		その他のもの	占用面積1平 方メートル につき1年	<u>680</u>	
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メー トルにつき1年	<u>16</u>	法第32条	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メー トルにつき1年	<u>14</u>
	外径が0.07メー トル以上0.1メー		<u>23</u>	第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メー トル以上0.1メー		<u>20</u>

	トル未満のもの				トル未満のもの			
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>35</u>	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>30</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>47</u>	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>41</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>70</u>	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>61</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>93</u>	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>81</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>160</u>	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>140</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>230</u>	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>200</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>470</u>	外径が1メートル以上のもの			<u>410</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル		<u>780</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル	<u>680</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	につき1年	Aに0.004を乗じて得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの	につき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	<u>290</u>		上空に設ける通路	<u>330</u>			
地下に設ける通路	<u>180</u>	地下に設ける通路	<u>200</u>					
その他のもの	<u>780</u>	その他のもの	<u>680</u>					
法第32条第1項第6号	祭礼、縁日その他の催しの際	占用面積1平方メートル		<u>6</u>	法第32条第1項第6号	祭礼、縁日その他の催しの際	占用面積1平方メートル	<u>7</u>

号に掲げる施設	し、一時的に設けるもの		につき1日	
	その他のもの		占有面積1平方メートル につき1月	<u>59</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）	看板（アーチであ るものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル につき1月	<u>59</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートル につき1年	<u>590</u>
第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年	<u>620</u>
号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>6</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>59</u>
号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル につき1日	<u>6</u>
		その他のもの	その面積1平方メートル につき1月	<u>59</u>
号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>590</u>
		その他のもの		<u>290</u>
政令第7条第2号に掲げる工 作物			占有面積1平方メートル につき1年	<u>780</u>
政令第7条第3号に掲げる施				Aに <u>0.031</u>

号に掲げる施設	し、一時的に設けるもの		につき1日	
	その他のもの		占有面積1平方メートル につき1月	<u>67</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）	看板（アーチであ るものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル につき1月	<u>67</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートル につき1年	<u>670</u>
第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年	<u>540</u>
号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>7</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>67</u>
号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル につき1日	<u>7</u>
		その他のもの	その面積1平方メートル につき1月	<u>67</u>
号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>670</u>
		その他のもの		<u>330</u>
政令第7条第2号に掲げる工 作物			占有面積1平方メートル につき1年	<u>680</u>
政令第7条第3号に掲げる施				Aに <u>0.033</u>

設			を乗じて 得た額	設			を乗じて 得た額
政令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号に掲 げる工事用材料	占有面積1平 方メートル につき1月		<u>59</u>	政令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号に掲 げる工事用材料	占有面積1平 方メートル につき1月		<u>67</u>
政令第7条第6号に掲げる仮 設建築物及び同条第7号に掲 げる施設			<u>78</u>	政令第7条第6号に掲げる仮 設建築物及び同条第7号に掲 げる施設			<u>68</u>
政令第7 条第9号 に掲げる 施設並び に同条第 10号に掲 げる施設 及び自動 車駐車場	建築物  その他のもの	占有面積1平 方メートル につき1年	Aに <u>0.022</u> を乗じて 得た額	政令第7 条第9号 に掲げる 施設並び に同条第 10号に掲 げる施設 及び自動 車駐車場	建築物  その他のもの	占有面積1平 方メートル につき1年	Aに <u>0.023</u> を乗じて 得た額
政令第7 条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	上空、トンネル の上又は高架の 道路の路面下に 設けるもの  その他のもの	占有面積1平 方メートル につき1年	Aに <u>0.022</u> を乗じて 得た額	政令第7 条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	上空、トンネル の上又は高架の 道路の路面下に 設けるもの  その他のもの	占有面積1平 方メートル につき1年	Aに <u>0.023</u> を乗じて 得た額
政令第7条第12号に掲げる器 具		占有面積1平 方メートル につき1年	Aに <u>0.025</u> を乗じて 得た額	政令第7条第12号に掲げる器 具		占有面積1平 方メートル につき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて 得た額
備考 [略]				備考 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(宮古市都市下水路条例の一部改正)

第2条 宮古市都市下水路条例（平成17年宮古市条例第171号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
道路法（昭 和27年法律 第180号。 （以下	第1種電柱	1本につき1 年	<u>430</u>	道路法（昭	第1種電柱	1本につき1 年	<u>380</u>
	第2種電柱		<u>670</u>	和27年法律	第2種電柱		<u>580</u>
	第3種電柱		<u>900</u>	第180号。	第3種電柱		<u>780</u>
	第1種電話柱		<u>390</u>	（以下	第1種電話柱		<u>340</u>

「法」とい う。)第32 条第1項第1 号に掲げる 工作物	第2種電話柱		<u>620</u>
	第3種電話柱		<u>850</u>
	その他の柱類		<u>39</u>
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メート ルにつき1年	<u>4</u>
	〔略〕		〔略〕
	路上に設ける変 圧器	1個につき1 年	<u>380</u>
	地下に設ける変 圧器	占用面積1平 方メートル につき1年	<u>230</u>
	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1 年	<u>780</u>
	郵便差出箱及び 信書便差出箱		<u>330</u>
	広告塔	表示面積1平 方メートル につき1年	<u>590</u>
その他のもの	占用面積1平 方メートル につき1年	<u>780</u>	
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メート ルにつき1年	<u>16</u>
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		<u>23</u>
	外径が0.1メート ル以上0.15メー トル未満のもの		<u>35</u>
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		<u>47</u>
	外径が0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの		<u>70</u>
	外径が0.3メート ル以上0.4メート		<u>93</u>

「法」とい う。)第32 条第1項第1 号に掲げる 工作物	第2種電話柱		<u>540</u>
	第3種電話柱		<u>740</u>
	その他の柱類		<u>34</u>
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メート ルにつき1年	<u>3</u>
	〔略〕		〔略〕
	路上に設ける変 圧器	1個につき1 年	<u>330</u>
	地下に設ける変 圧器	占用面積1平 方メートル につき1年	<u>200</u>
	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1 年	<u>680</u>
	郵便差出箱及び 信書便差出箱		<u>280</u>
	広告塔	表示面積1平 方メートル につき1年	<u>670</u>
その他のもの	占用面積1平 方メートル につき1年	<u>680</u>	
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メート ルにつき1年	<u>14</u>
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		<u>20</u>
	外径が0.1メート ル以上0.15メー トル未満のもの		<u>30</u>
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		<u>41</u>
	外径が0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの		<u>61</u>
	外径が0.3メート ル以上0.4メート		<u>81</u>

		ル未満のもの			
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230	
		外径が1メートル以上のもの		470	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル	780	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	につき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	290			
	地下に設ける通路	180			
	その他のもの	780			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル	につき1日	6	
	その他のもの	占用面積1平方メートル	につき1月	59	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル	につき1月	59
		その他のもの	表示面積1平方メートル	につき1年	590
第7条第1号	標識		1本につき1	620	

		ル未満のもの			
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		200	
		外径が1メートル以上のもの		410	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル	680	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	につき1年	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	330			
	地下に設ける通路	200			
	その他のもの	680			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル	につき1日	7	
	その他のもの	占用面積1平方メートル	につき1月	67	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル	につき1月	67
		その他のもの	表示面積1平方メートル	につき1年	670
第7条第1号	標識		1本につき1	540	



に掲げる物		年	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>6</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>59</u>
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>6</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>59</u>
アーチ	都市下水路を横断するもの	1基につき1月	<u>590</u>
	その他のもの		<u>290</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートル		<u>780</u>
政令第7条第3号に掲げる施設	につき1年	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートル	につき1月	<u>59</u>

備考 〔略〕

に掲げる物		年	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>7</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>67</u>
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>7</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>67</u>
アーチ	都市下水路を横断するもの	1基につき1月	<u>670</u>
	その他のもの		<u>330</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートル		<u>680</u>
政令第7条第3号に掲げる施設	につき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートル	につき1月	<u>67</u>

備考 〔略〕

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

道路法施行令の改正に伴い、占用料の額を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第37号

宮古市手数料条例の一部を改正する条例

宮古市手数料条例（平成17年宮古市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～56	〔略〕		1～56	〔略〕	
57	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第58項において「住宅・非住宅複合建築物」という。） <u>（一戸建てであるものに限る。）</u> の住戸（当該住宅又は当該住戸のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、第58項及び第62項から第67項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、第58項及び第62項から第67項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア～ウ 〔略〕 (2) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てで	57	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅又は <u>共同住宅等若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物</u> （一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第58項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）の住戸 ア～ウ 〔略〕

あるものに限る。)の住戸(当該住宅又は当該住戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が200平方メートル以下のもの	(ア) 1万8,000円 (イ) 5,000円
イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	(ア) 1万9,000円 (イ) 5,000円

(3) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住宅部分(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項において同じ。)をいう。以下この項及び第58項において同じ。)(当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)アからウまでに

(2) 共同住宅等の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)設計一次エネルギー消費量(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Iの第2の2の2—1に規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項において同じ。)を同告示Iの第2の2の2—3(2)イに定める数値とする場合は(1)アからウまでに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下こ

定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（(3) ア及びイにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

ア・イ 〔略〕

(4) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(2) ア又はイに定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（(4) ア及びイにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

ア 床面積	(ア) 3万3,000円
の合計が	
300平方メートル以下のもの	(イ) 1万円
イ 床面積	(ア) 5万7,000円
の合計が	
300平方メートルを超えるもの	(イ) 2万円

の項及び第58項において同じ。）の床面積（(2) ア及びイにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額、設計一次エネルギー消費量を同告示Iの第2の2の2—3(2)ロに定める数値とする場合は(1)アからウまでに定める額

ア・イ 〔略〕

もの			
<p>(5) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(工場等専用建築物(専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項及び第58項において同じ。))又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び第58項において同じ。)(非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び第58項において「工場等専用部分」という。)である場合を除く。))</p>		<p>(3) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物を除く。))</p>	
<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額  a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 23万9,000円</p>	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額  a 建築物のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。))第2条第1項第2号に規定する</p>

							エネルギー消費性能をいう。 以下この項及び第62項から第67項までにおいて同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び第62項から第67項までにおいて「省令」という。)第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 23万9,000円
							b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 9万6,000円
							(イ) [略]
		イ 床面積の合計が300平方メートルを超える	(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額				(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額
			a 建築物のエネ				a 建築物のエ

	もの	<p>ルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 29万7,000円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 12万円</p>			もの	<p>エネルギー消費性能が省令第10条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 29万7,000円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 12万円</p>
		(イ) [略]				(イ) [略]
	(6) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。)				(4) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物	
	ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額			ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額
		a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 10万9,000円				a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 10万9,000円
		b 建築物のエネ				b 建築物のエネ



		ルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 4万8,000円			エネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 4万8,000円
		(イ) [略]			(イ) [略]
イ	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 13万8,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 6万3,000円		イ	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの (ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 13万8,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 6万3,000円
		(イ) [略]			(イ) [略]
	(7) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、 (1) アからウまで及び(3) ア又はイに定める額(当該住戸及び当該共用部分のエネルギー			(5) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) (1) アからウまで並びに(2) ア及びイに定める額を合算した額に、(3) ア及びイ(住宅・非住宅複合建築物	

		<p>消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、当該住戸及び当該共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(2)ア又はイに定める額及び(4)ア又はイに定める額)を合算した額に、(5)ア又はイ(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、(6)ア又はイ)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)ア又はイ(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、(6)ア又はイ)に定める額を加算した額</p>			<p>の住戸共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び第58項において「工場等専用部分」という。)である場合にあつては、(4)ア及びイ)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア及びイ(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、(4)ア及びイ)に定める額を加算した額</p>
58	都市低炭素化促進建築物新築等計画の変更の申請に対する審査	<p>申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住戸</p> <p>第57項(1)アからウまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)アからウまでに定める額(当該住宅又は当該住戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額)</p> <p>(2) 共同住宅等又は住宅・非住</p>	58	都市低炭素化促進建築物新築等計画の変更の申請に対する審査	<p>申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸</p> <p>第57項(1)アからウまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)アからウまでに定める額</p> <p>(2) 共同住宅等の建築物全体</p>

宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 第57項(1)アからウまで及び同項(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)アからウまで及び同項(3)ア又はイに定める額を合算した額（当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(2)ア又はイ及び(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイ及び(4)ア又はイに定める額を合算した額)

(3) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。） 備考第3項の規定により算定した面積の第57項(5)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(5)ア又はイに定める額

(4) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。） 第57項(6)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(6)ア又はイに定める額

（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）

第57項(1)アからウまで並びに同項(2)ア及びイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)アからウまで及び同項(2)ア及びイに定める額を合算した額

(3) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物を除く。） 備考第3項の規定により算定した面積の第57項(3)ア及びイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)ア及びイに定める額

(4) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 第57項(4)ア及びイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(4)ア及び

				(5) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 第57項(1)アからウまで及び同項(3)ア又はイ(当該住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(2)ア又はイ及び同項(4)ア又はイ並びに同項(5)ア又はイ(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(6)ア又はイ)に定める床面積の合計(同項(5)ア及びイに定める床面積の合計を算定する場合にあつては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(1)アからウまで、同項(3)ア又はイ(当該住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(2)ア又はイ及び同項(4)ア又はイ)及び同項(5)ア又はイ(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(6)ア又はイ)に定める額を合計した額
59～64 [略]				
65	建築物省建築エネ法第1項	建築エネ	申請1件につき、建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合	

				イに定める額
				(5) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) 第57項(1)アからウまで、同項(2)ア及びイ並びに同項(3)ア及びイ(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(4)ア及びイ)に定める床面積の合計(同項(3)ア及びイに定める床面積の合計を算定する場合にあつては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(1)アからウまで、同項(2)ア及びイ並びに同項(3)ア及びイ(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(4)ア及びイ)に定める額を合計した額
59～64 [略]				
65	建築物省建築エネ法第1項	建築エネ	申請1件につき、建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合	

の規定に 基づく建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 認定の申 請に對す 審査料	算した額	
	(1) 一戸建ての住宅又は住宅・ 非住宅複合建築物（住宅部分 （建築物省エネ法第11条第1項 に規定する住宅部分をいう。以 上計画の認定 認定の申請 申請に對す 審査料	下この項から第67項までにお いて同じ。）を有する建築物（一 戸建ての住宅及び共同住宅等 を除く。）をいう。以下この項 から第67項までにおいて同 じ。）の住宅部分（当該住宅又 は当該住宅部分のエネルギー 消費性能が省令第10条第2号イ (1)及びロ(1)に定める基準に 適合するものとしてされた認 定申請に係るものに限る。）
	ア・イ	〔略〕
	(2) 一戸建ての住宅又は住宅・ 非住宅複合建築物の住宅部分 （当該住宅又は当該住宅部分 のエネルギー消費性能が省令 第10条第2号イ(2)及びロ(2) に定める基準に適合するもの としてされた認定申請に係る ものに限る。）	
	ア 床面積	(ア) 2万円
	の合計が	
	200平方	
	メートル	(イ) 6,000円
	以下のも の	
	イ 床面積	(ア) 2万1,000円
の合計が		
200平方		
メートル	(イ) 6,000円	
を超える もの		
(3) 共同住宅等又は住宅・非住 宅複合建築物（一戸建てである		

の規定に 基づく建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 認定の申 請に對す 審査料	算した額	
	(1) 一戸建ての住宅又は住宅・ 非住宅複合建築物（住宅部分 （建築物省エネ法第11条第1項 に規定する住宅部分をいう。以 上計画の認定 認定の申請 申請に對す 審査料	下この項から第67項までにお いて同じ。）を有する建築物（一 戸建ての住宅及び共同住宅等 を除く。）をいう。以下この項 から第67項までにおいて同 じ。）の住宅部分
	ア・イ	〔略〕
	(2) 共同住宅等又は住宅・非住 宅複合建築物（一戸建てである	

ものを除く。)の住宅部分(当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積(住宅部分の設計)	(ア) [略]
一次エネルギー消費量(省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。(4)及び第67項(4)において同じ。)を省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。(4)及び第67項(4)において同じ。)の床面積を除く。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以下のもの	(イ) [略]

イ [略]  
 (4) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てである

ものを除く。)の住宅部分

ア 床面積(住宅部分の設計)	(ア) [略]
一次エネルギー消費量(省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。第67項(4)において同じ。)を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。第67項(4)において同じ。)の床面積を除く。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以下のもの	(イ) [略]

イ [略]

ものを除く。)の住宅部分(当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積(住宅部分の設計)	(ア) 3万7,000円
一次エネルギー消費量を省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以下のもの	(イ) 1万1,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	(ア) 6万3,000円 (イ) 2万3,000円
--------------------------	------------------------------

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(7) 住宅・非住宅複合建築物( (1) から (6) までに係るものを除く。) 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (3) ア又はイ(当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの) については、

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

(5) 住宅・非住宅複合建築物( (1) から (4) までに係るものを除く。) 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (2) ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(2) ア又はイに定める額(一戸建てであるもの) については、(1) ア又はイに定める床面積の合計の区分

	<p>(4)ア又はイ) に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ (3) ア又はイ (当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ (2) に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの) については、(4)ア又はイ) に定める額 (一戸建てであるもの) については、(1)ア又はイ (当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ (2) 及びロ (2) に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの) については、(4)ア又はイ) に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ (1) ア又はイ (当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ (2) 及びロ (2) に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの) については、(4)ア又はイ) に定める額)</p>		<p>に応じ、それぞれ (1) ア又はイに定める額)</p>
	<p>イ 非住宅部分 (5)ア又はイ) に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ (5) ア又はイ) に定める額 (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ (2) 及びロ (2) に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの) については、(6)ア又はイ) に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ (6) ア又はイ) に定める額</p>		<p>イ 非住宅部分 (3)ア又はイ) に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ (3) ア又はイ) に定める額 (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ (2) 及びロ (2) に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの) については、(4)ア又はイ) に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ (4) ア又はイ) に定める額)</p>
<p>66 建築物省建築 エネ法第36物エ 条第1項のネ ル ギ</p>	<p>申請1件につき、建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p>	<p>66 建築物省建築 エネ法第36物エ 条第1項のネ ル ギ</p>	<p>申請1件につき、建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p>



<p>く建築物エ消費 ネルギー消性能 費性能向上向上 計画の変更計画 の認定の申変更 請に対する認定 審査 申請 手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅又は住宅・ 非住宅複合建築物の住宅部分 当該計画の変更に係る部分 の床面積の2分の1(床面積の増 加する部分にあつては、当該増 加する部分の床面積。以下この 項において同じ。)の面積の第 65項(1)ア又はイに定める床面 積の合計の区分に応じ、それぞ れ同項(1)ア又はイに定める額 <u>(当該住宅又は当該住宅部分 のエネルギー消費性能が省令 第10条第2号イ(2)及びロ(2)に 定める基準に適合するものと してされた変更認定申請に係 るものにあつては、同項(2)ア 又はイに定める床面積の合計 の区分に応じ、それぞれ同項 (2)ア又はイに定める額)</u></p>
	<p>(2) 共同住宅等又は住宅・非住 宅複合建築物(一戸建てである ものを除く。)の住宅部分 当 該計画の変更に係る部分の床 面積の2分の1の面積の第65項 <u>(3)ア又はイに定める床面積 の合計の区分に応じ、それぞれ 同項(3)ア又はイに定める額 (当該共同住宅等又は当該住 宅部分のエネルギー消費性能 が省令第10条第2号イ(2)及び ロ(2)に定める基準に適合する ものとしてされた変更認定申 請に係るものにあつては、同項 (4)ア又はイに定める床面積の 合計の区分に応じ、それぞれ同 項(4)ア又はイに定める額)</u></p>

<p>く建築物エ消費 ネルギー消性能 費性能向上向上 計画の変更計画 の認定の申変更 請に対する認定 審査 申請 手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅又は住宅・ 非住宅複合建築物の住宅部分 当該計画の変更に係る部分 の床面積の2分の1(床面積の増 加する部分にあつては、当該増 加する部分の床面積。以下この 項において同じ。)の面積の前 項(1)ア又はイに定める床面積 の合計の区分に応じ、それぞ れ同項(1)ア又はイに定める額</p>
	<p>(2) 共同住宅等又は住宅・非住 宅複合建築物(一戸建てである ものを除く。)の住宅部分 当 該計画の変更に係る部分の床 面積の2分の1の面積の前項(2) <u>ア又はイに定める床面積の合 計の区分に応じ、それぞれ同項 (2)ア又はイに定める額</u></p>

(3) 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の第65項（5）ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項（5）ア又はイに定める額

(4) 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の第65項（6）ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項（6）ア又はイに定める額

(5) 住宅・非住宅複合建築物（（1）から（4）までに係るものを除く。）次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の第65項（3）ア又はイ（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた変

(3) 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項（3）ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項（3）ア又はイに定める額

(4) 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項（4）ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項（4）ア又はイに定める額

(5) 住宅・非住宅複合建築物（（1）から（4）までに係るものを除く。）次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項（2）ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項（2）ア又はイに定める額（一戸建てであるものにあつては、当該計画の変更

更認定申請に係るものにあつては、同項(4)ア又はイ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)ア又はイ(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、同項(4)ア又はイ)に定める額(一戸建てであるものにあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の同項(1)ア又はイ(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(2)ア又はイ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア又はイ(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、同項(2)ア又はイ)に定める額)

イ 非住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の第65項(5)ア又はイ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(5)ア又はイ)に定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、当該

に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項(1)ア又はイ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア又はイ)に定める額)

イ 非住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項(3)ア又はイ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)ア又はイ)に定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、当該計画

		計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の同項 (6) ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項 (6) ア又はイに定める額			の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の前項 (4) ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項 (4) ア又はイに定める額	
67	建築物省建築 エネ法第41物エ 条第1項のネ 規定に基づギ く建築物エ消 エネルギー消 費性能基準基 に適合して適 いる旨の認定 定の申請に申 対する審査手 料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ (1) 及びロ (1) に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア・イ [略] (2) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ (2) 及びロ (2) に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア・イ [略] (3)・(4) [略] (5) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ (3) 及びロ (3) に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア・イ [略] (6)～(8) [略] (9) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。） 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額 ア 住宅部分 (1) ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ (1) ア又はイに定		67	建築物省建築 エネ法第41物エ 条第1項のネ 規定に基づギ く建築物エ消 エネルギー消 費性能基準基 に適合して適 いる旨の認定 定の申請に申 対する審査手 料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ (1) (i) 及びロ (1) に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア・イ [略] (2) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ (2) (i) 及びロ (2) に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア・イ [略] (3)・(4) [略] (5) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ (2) (ii) 及びロ (2) に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア・イ [略] (6)～(8) [略] (9) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。） 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額 ア 住宅部分 (1) ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ (1) ア又はイに定

	<p>める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(2)ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額)</p> <p>イ [略]</p> <p>(10) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 (4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(5)ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(6)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)ア又はイに定める額)</p> <p>イ [略]</p>		<p>める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(2)ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額)</p> <p>イ [略]</p> <p>(10) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 (4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(5)ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(6)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)ア又はイに定める額)</p> <p>イ [略]</p>
備考 [略]	備考 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額の区分を改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 38 号

宮古市北上山地民俗資料館条例及び宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム条例の一部を改正する条例

(宮古市北上山地民俗資料館条例の一部改正)

第 1 条 宮古市北上山地民俗資料館条例 (平成 21 年宮古市条例第 51 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(資料館運営委員会) 第 11 条 博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) <u>第 23 条第 1 項</u> の規定に基づき、宮古市北上山地民俗資料館運営委員会 (以下「運営委員会」という。) を置く。 2・3 [略]	(資料館運営委員会) 第 11 条 博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) <u>第 20 条</u> の規定に基づき、宮古市北上山地民俗資料館運営委員会 (以下「運営委員会」という。) を置く。 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム条例の一部改正)

第 2 条 宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム条例 (平成 28 年宮古市条例第 27 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 国が史跡として指定した崎山貝塚の保存及び活用を図り、縄文文化をはじめ、郷土の歴史と文化、自然への理解と愛着を深める場を提供するため、宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアムを設置する。  (ミュージアム運営協議会) 第 11 条 博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) <u>第 23 条第 1 項</u> の規定に基づき、宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム運営協議会 (以下「協議会」という。) を置く。 2・3 [略]	(設置) 第 1 条 国が史跡として指定した崎山貝塚の保存及び活用を図り、縄文文化をはじめ、郷土の歴史と文化、自然への理解と愛着を深める場を提供するため、 <u>博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) 第 18 条の規定に基づき</u> 、宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアムを設置する。  (ミュージアム運営協議会) 第 11 条 博物館法 <u>第 20 条</u> の規定に基づき、宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム運営協議会 (以下「協議会」という。) を置く。 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 13 日提出

宮古市長 山本正徳

理由

博物館法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。





議案第39号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称  
宮古市重茂児童館
- 2 指定管理者の名称  
特定非営利活動法人ふれあいステーション・あい
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市重茂児童館の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



議案第40号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市広域総合交流促進施設

2 指定管理者の名称

株式会社宮古地区産業振興公社

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市広域総合交流促進施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



議案第41号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市駐車場

2 指定管理者の名称

タイムズ24株式会社

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市駐車場の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



議案第42号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

- (1) 宮古市営住宅及び共同施設
- (2) 宮古市定住化促進住宅

2 指定管理者の名称

株式会社寿広

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市営住宅及び共同施設並びに宮古市定住化促進住宅の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。





議案第43号

あらたに生じた土地の確認について

宮古市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求める。

あらたに生じた土地	面積
宮古市港町320番及び321番1に隣接する公有水面埋立地	428.50㎡
宮古市日立浜町37番2、55番2及び56番1に隣接する公有水面埋立地	3,565.95㎡

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古港日立浜地区区域内の公有水面埋立工事のしゅん功により、あらたに生じた土地を確認しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



議案第 4 4 号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

区域を変更する字の名称	左欄に掲げる字に編入する区域
宮古市港町	宮古市港町 3 2 0 番及び 3 2 1 番 1 に隣接する公有水面埋立地 4 2 8. 5 0 m <sup>2</sup>
宮古市日立浜町	宮古市日立浜町 3 7 番 2、5 5 番 2 及び 5 6 番 1 に隣接する公有水面埋立地 3, 5 6 5. 9 5 m <sup>2</sup>

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古港日立浜地区区域内の公有水面埋立工事のしゅん功により、あらたに生じた土地を宮古市港町及び日立浜町に編入しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



議案第45号

あらたに生じた土地の確認について

宮古市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求める。

あらたに生じた土地	面積
宮古市臨港通232番1に隣接する公有水面埋立地	25,810.40㎡

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古港出崎地区区域内の公有水面埋立工事のしゅん功により、あらたに生じた土地を確認しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



議案第46号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

区域を変更する字の名称	左欄に掲げる字に編入する区域
宮古市臨港通	宮古市臨港通232番1に隣接する公有水面埋立地 25,810.40㎡

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古港出崎地区区域内の公有水面埋立工事のしゅん功により、あらたに生じた土地を宮古市臨港通に編入しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。





## 議案第47号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を同日をもって岩手県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）から脱退させること、令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を加入させ、盛岡広域環境組合に係る地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を同日から組合において共同処理すること並びに岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させ、及び盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合に係る議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理するとともに、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて、関係団体と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
盛岡広域環境組合	岩手・玉山環境組合
釜石大槌地区行政事務組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手沿岸南部広域環境組合	盛岡北部行政事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	気仙広域連合
北上地区消防組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部水道企業団	

別表第2中「矢櫃山造林一部事務組合」を「盛岡広域環境組合、矢櫃山造林一部事務組合」に改める。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第48号

宮古市過疎地域持続的発展計画を変更することに関し議決を求めることについて

宮古市過疎地域持続的発展計画（令和3年10月1日議決）の一部を別紙のとおり変更することに関し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

地域創生センター改修事業を追加するため、宮古市過疎地域持続的発展計画を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

変更後					変更前					
別冊 宮古市過疎地域持続的発展計画 事業計画					別冊 宮古市過疎地域持続的発展計画 事業計画					
持続的 発展 施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的 発展 施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
〔略〕					〔略〕					
8 教育 の振興	(1) 学校教育 関連施設 その他	〔略〕			8 教育 の振興	(1) 学校教育 関連施設 その他	〔略〕			
		小中学校教 員住宅解体 事業	宮古市				小中学校教 員住宅解体 事業	宮古市		
	(3) 集会施設、 体育施設等 <u>集会施設</u>	地域創生セ ンター改修 事業	宮古市			(3) 集会施設、 体育施設等	<u>集会施設</u>	〔略〕		
		体育施設 総合体育館 改修事業	宮古市					体育施設 総合体育館 改修事業	宮古市	
〔略〕	〔略〕			〔略〕	〔略〕	〔略〕				
〔略〕					〔略〕					
備考 変更部分は、下線の部分である。										

議案第49号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

重茂地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
41	音部2号線	宮古市音部第4地割59番地先（右）	
		宮古市音部第4地割36番2地先	
42	音部1号線	宮古市音部第1地割1番内地先	
		宮古市音部第4地割36番1地先	
50	白浜峠音部線	宮古市音部第7地割54番2地先	
		宮古市音部第4地割1番1地先	

令和5年2月13日提出

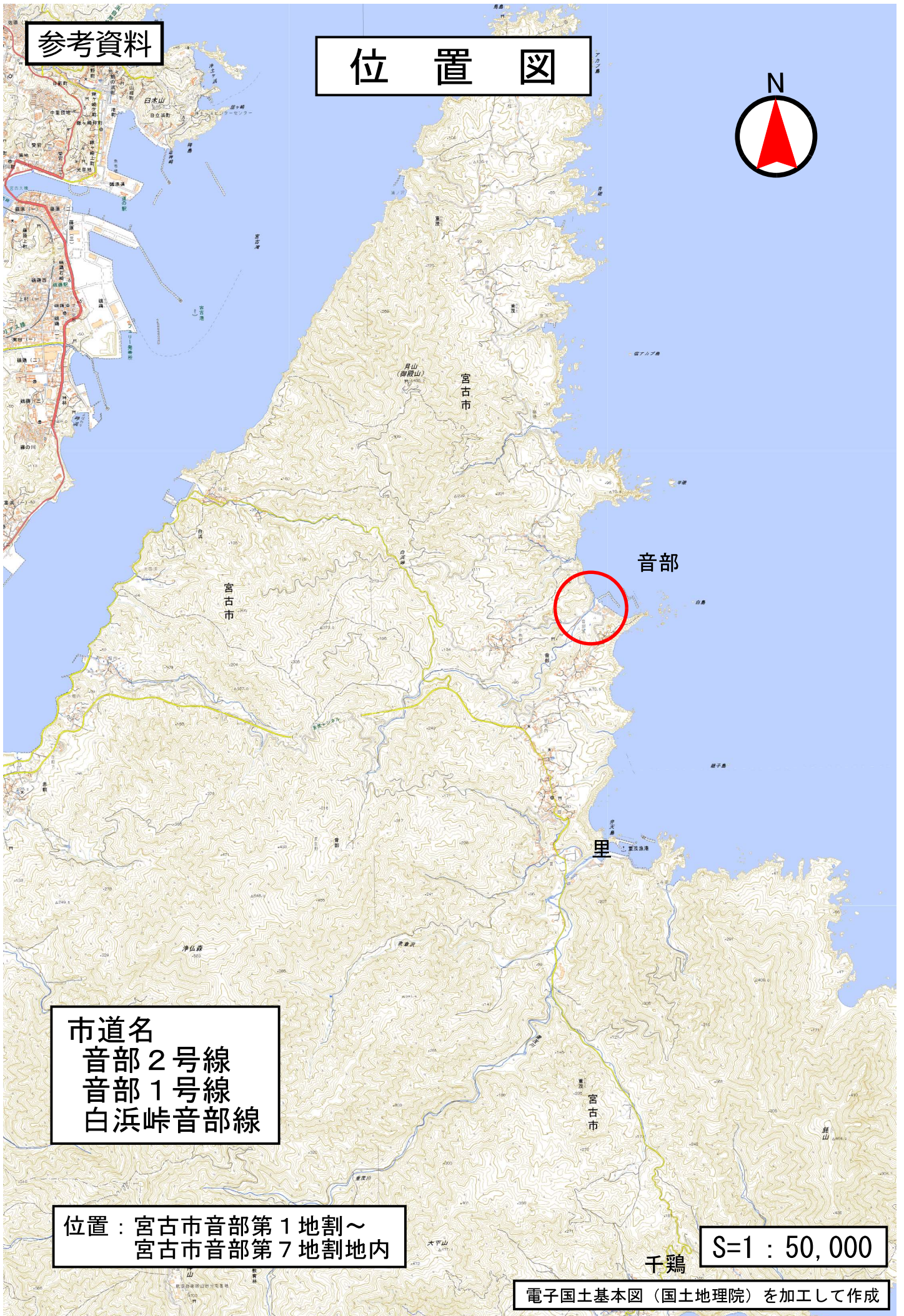
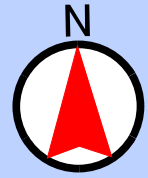
宮古市長 山本正徳

理由

市道路線を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

# 位置図



市道名  
音部2号線  
音部1号線  
白浜峠音部線

位置：宮古市音部第1地割～  
宮古市音部第7地割地内

S=1:50,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

# 廃止図面 (1/2)



路線番号 : 1-50  
路線名 : 白浜峠音部線  
延長 : 2,086.3m  
幅員 : 4.7m~8.0m  
起点 宮古市音部第7地割54番2地先  
終点 宮古市音部第4地割1番1地先

拡大図 (別図)

S=1 : 15,000

電子国土基本図 (国土地理院) を加工して作成

# 廃止図面 (2/2)

拡大図



路線番号 : 1-50  
路線名 : 白浜峠音部線  
延長 : 2,086.3m  
幅員 : 4.7m~8.0m  
起点 : 宮古市音部第7地割54番2地先  
終点 : 宮古市音部第4地割1番1地先

路線番号 : 1-42  
路線名 : 音部1号線  
延長 : 147.6m  
幅員 : 3.8m~5.4m  
起点 : 宮古市音部第1地割1番内地先  
終点 : 宮古市音部第4地割36番1地先

路線番号 : 1-41  
路線名 : 音部2号線  
延長 : 136.6m  
幅員 : 4.3m~6.8m  
起点 : 宮古市音部第4地割59番地先 (右)  
終点 : 宮古市音部第4地割36番2地先

S=1 : 2,000

災害復興計画基図 (国土地理院) を加工して作成



議案第50号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

重茂地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
41	音部2号線	宮古市音部第5地割29番5地先	
		宮古市音部第6地割64番1地先	
50	白浜峠音部線	宮古市音部第7地割54番2地先	
		宮古市音部第5地割7番2地先	

令和5年2月13日提出

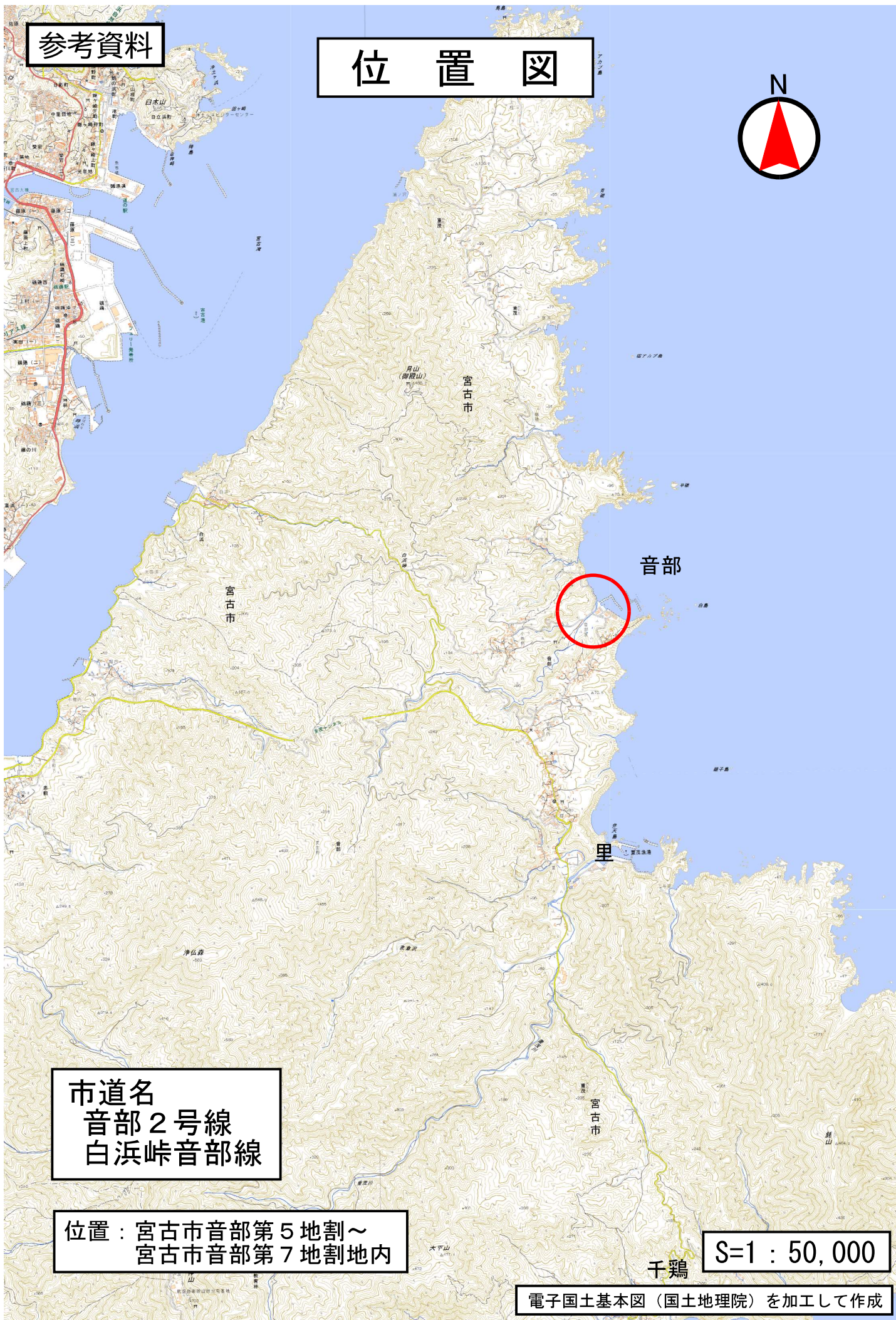
宮古市長 山本正徳

理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

# 位置図



市道名  
音部2号線  
白浜峠音部線

位置：宮古市音部第5地割～  
宮古市音部第7地割地内

S=1:50,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

# 認定図面 (1/2)



路線番号 : 1-50  
路線名 : 白浜峠音部線  
延長 : 2,076.2m  
幅員 : 4.7m~17.1m  
起点 宮古市音部第7地割54番2地先  
終点 宮古市音部第5地割7番2地先

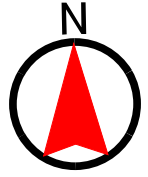
拡大図 (別図)

S=1 : 15,000

電子国土基本図 (国土地理院) を加工して作成

# 認定図面 (2/2)

拡大図



路線番号 : 1-50  
路線名 : 白浜岬音部線  
延長 : 2,076.2m  
幅員 : 4.7m~17.1m  
起点 宮古市音部第7地割54番2地先  
終点 宮古市音部第5地割7番2地先

路線番号 : 1-41  
路線名 : 音部2号線  
延長 : 123.1m  
幅員 : 4.3m~12.9m  
起点 宮古市音部第5地割29番5地先  
終点 宮古市音部第6地割64番1地先

S=1 : 2,000

災害復興計画基図(国土地理院)を加工して作成